

高槻市第6期障がい福祉計画 及び第2期障がい児福祉計画

令和3（2021）年3月



「障害」の「害」をひらがなで表記することについて

「障害」の「害」という文字は、「わざわざ」「さまたげ」などのマイナスのイメージが強く、「ひと」に対して用いることは好ましくないとの考え方もあり、本市としては心のバリアフリーの推進を図るため、また障がい者に対する市民への理解と啓発の観点から「害」の字をひらがな表記にしています。

このため、本計画につきましても法令名等を除き「がい」を用いています。

はじめに

本市では、平成27年に策定した高槻市障がい者基本計画のもと、「障がいのある人もない人も みんなが生き生きと暮らせる共生のまち」を理念として、「尊重しあい、支えあうまち」「身近な地域で安心して暮らせるまち」「一人ひとりが輝くまち」の3つの目標像を目指し、障がい者施策を総合的・計画的に推進してまいりました。



また、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、平成30年に障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保・充実に取り組んでまいりました。

この間、国においては、障がい者に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、障害者総合支援法においては、生活や就労に関する支援の充実とともに、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための改正が行われるなど、すべての人が、地域で自分らしく活躍し助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

このような中、「第2次高槻市障がい者基本計画」とともに、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「高槻市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。「第2次高槻市障がい者基本計画」の基本理念に掲げる「高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」のもと、これまでの取組や成果を礎に、地域共生社会の実現のため障がい者施策の推進と、本計画の目標の達成に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ関係各位におかれては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました高槻市社会福祉審議会障がい者専門分科会及び関係団体の皆様をはじめ、パブリックコメントなどにより貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

高 槻 市 長 濱 田 剛 史

目 次

第1章 計画の基本方向	1
1 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨等	1
(2) 計画の位置づけと期間	3
2 計画の基本的な考え方	5
(1) 国の基本指針	5
(2) 大阪府の基本的な考え方	7
(3) 本市における障がい者施策の基本的な考え方	8
第2章 障がい者を取り巻く状況	10
1 人口・障がい者の状況	10
2 前計画の実施状況	16
(1) 成果目標の進捗と主な取組	16
第3章 障がい福祉計画	24
1 成果目標	24
2 活動指標	32
(1) 障がい福祉サービス	32
(2) 障がい福祉サービス以外の活動指標	50
(3) 地域生活支援事業	53
第4章 障がい児福祉計画	65
1 成果目標	65
2 障がい児福祉サービス等の見込量	68
(1) 障がい児通所支援・居宅訪問型児童発達支援	68
(2) 障がい児相談支援	70
(3) 発達障がい者等に対する支援	72
3 主な子育て支援サービス	73
第5章 関連事項	74
第6章 計画の推進に向けて	76
(1) 推進体制	76
(2) 計画の進行管理	77
参考資料	78
1 策定体制と経過	78
2 用語解説	80
3 第2次高槻市障がい者基本計画の概要	巻末

第1章 計画の基本方向

I 計画の策定にあたって

(I) 計画策定の趣旨等

① 計画策定の趣旨

高槻市では、障がい者が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、平成19年3月に「高槻市障害福祉計画」、平成21年3月に「高槻市第2期障害福祉計画」、平成24年3月に「高槻市第3期障がい福祉計画」、平成27年3月に「高槻市第4期障がい福祉計画」、平成30年3月に「高槻市第5期障がい福祉計画」及び「高槻市第1期障がい児福祉計画」（以下、両方の計画を合わせて「前計画」という。）を策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保・充実等に取り組んできました。

この「高槻市第6期障がい福祉計画」及び「高槻市第2期障がい児福祉計画」（以下、両方の計画を合わせて「本計画」という。）は、「高槻市障がい者基本計画」の後継計画で、令和3年度を初年度とする「第2次高槻市障がい者基本計画」に掲げる理念の実現に向け、今後の障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供の方向性を定めるため、策定します。

高槻市における障がい者施策に関する計画の変遷

昭和59年3月	障害者福祉に関する高槻市長期行動計画
平成9年3月	高槻市第2次障害者長期行動計画
平成15年3月	高槻市第2次障害者長期行動計画「後期改定計画」
平成19年3月	高槻市障害福祉計画
平成21年3月	高槻市障害者長期計画（高槻市第3次障害者長期行動計画）
平成21年3月	高槻市第2期障害福祉計画
平成24年3月	高槻市第3期障がい福祉計画
平成27年3月	高槻市障がい者基本計画
平成27年3月	高槻市第4期障がい福祉計画
平成30年3月	高槻市第5期障がい福祉計画・高槻市第1期障がい児福祉計画

② 国や社会の動向

前計画の策定後、国においては、障がい者に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

その一方、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障がいの重度化・重複化、8050問題を例とした障がい者本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親なき後の支援や、増加が続いている医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実、難病患者などさまざまな障がい者への対応の強化が求められています。

《第4次障害者基本計画の策定》

国においては、平成30年3月に障がい者施策の基本的なあり方を示す「第4次障害者基本計画」を策定し、基本理念を、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」として、基本的方向を次のように掲げています。

基本的方向

- 1 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、障がい者差別・虐待の防止、命の尊厳の保持
- 2 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- 3 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
- 4 着実かつ効果的な実現のための成果目標を充実

③ 大阪府の動向

大阪府においては、令和3年度を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」が策定され、基本理念を、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」として、基本原則を次のように掲げ、障がい者施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められています。

基本原則

- (1) 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持
- (2) 多様な主体の協働による地域づくり
- (3) あらゆる分野における大阪府全体の底上げ
- (4) 合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実
- (5) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

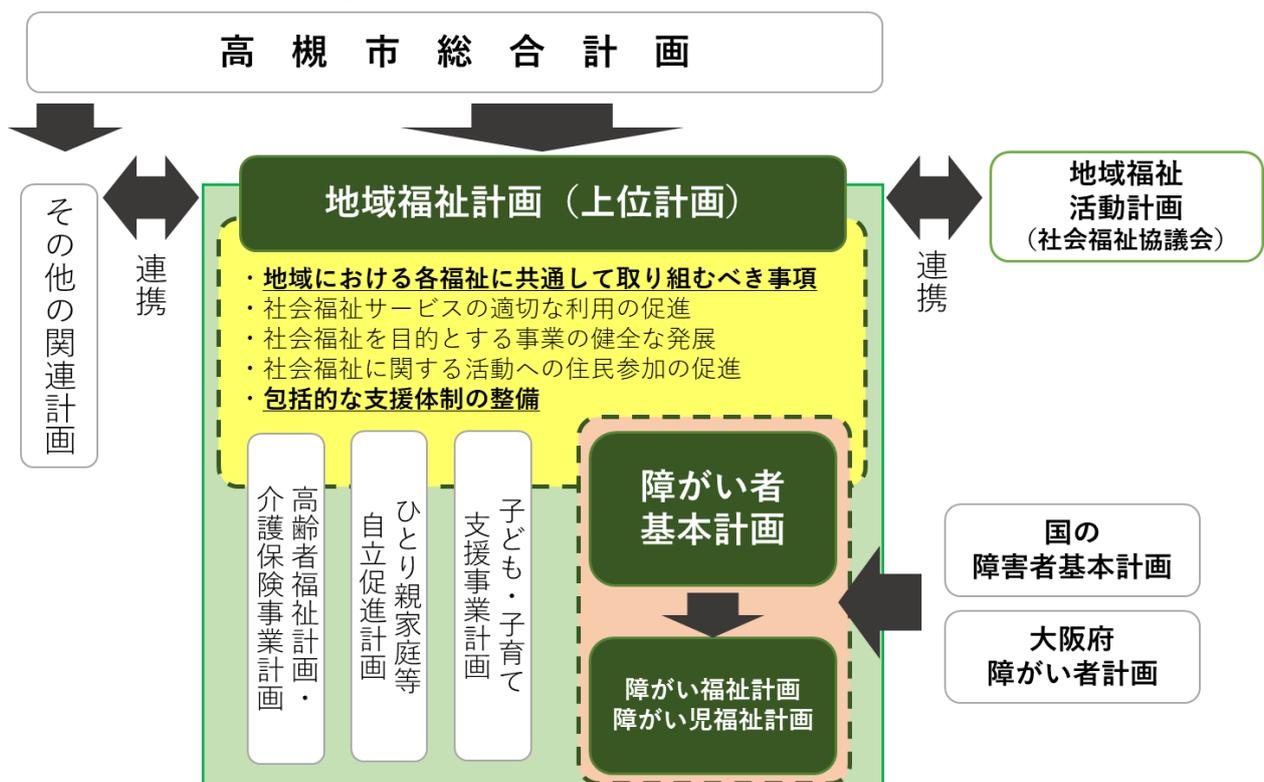
(2) 計画の位置づけと期間

① 計画の位置づけ

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の第88条第1項に基づく『障がい福祉計画』として、また、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく『障がい児福祉計画』として策定するものです。令和5年度を目標年度とする成果目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までのサービス見込量や達成方策等を設定しています。

また、策定にあたっては、高槻市の障がい者施策の方向性を示す「第2次高槻市障がい者基本計画」に掲げる基本理念の実現に向け、相談支援の充実、生活の支援、就労等の社会参加の促進、障がい児支援の充実等に関し、具体的施策の推進を図るとともに、「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連する他の計画との整合性を図っています。

関係計画との関係図



② 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。
 なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

計画期間

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
高槻市総合計画	H23~								~R12
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	H28~								
障がい者基本計画	H27~								
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画									
<参考>									
国の障害者基本計画									
大阪府障がい者計画	H24~								

2 計画の基本的な考え方

(1) 国の基本指針

本計画の策定に向けて、令和2年5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）の内容を概括すると、次のようになります。

① 基本的理念

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

② 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

(2) 大阪府の基本的な考え方

本計画の策定に向けて、大阪府が令和2年10月に示した「第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」の内容を概括すると、次のようになります。

市町村においては、第4次大阪府障がい者計画（平成24年度～令和2年度）の基本理念、基本原則及び最重点課題や令和3年度を始期とする第5次大阪府障がい者計画の策定に係る大阪府障がい者施策推進協議会の意見具申等にも配慮の上、本計画を作成する。

第4次大阪府障がい者計画（平成24年度～令和2年度）

基本理念	人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり
基本原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利の主体としての障がい者の尊厳の保持 2 社会的障壁の除去・改善 3 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求 4 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現 5 多様な主体による協働
最重点課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 2 障がい者の就労支援の強化 3 施策の谷間にあった分野への支援の充実

※第5次計画においても、基本理念、基本原則、最重点課題は概ね踏襲される見込み

第5次大阪府障がい者計画策定に係る大阪府障がい者施策推進協議会意見具申

基本理念	全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり
基本原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持 2 多様な主体の協働による地域づくり 3 あらゆる分野における大阪府全体の底上げ 4 合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実 5 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

(3) 本市における障がい者施策の基本的な考え方

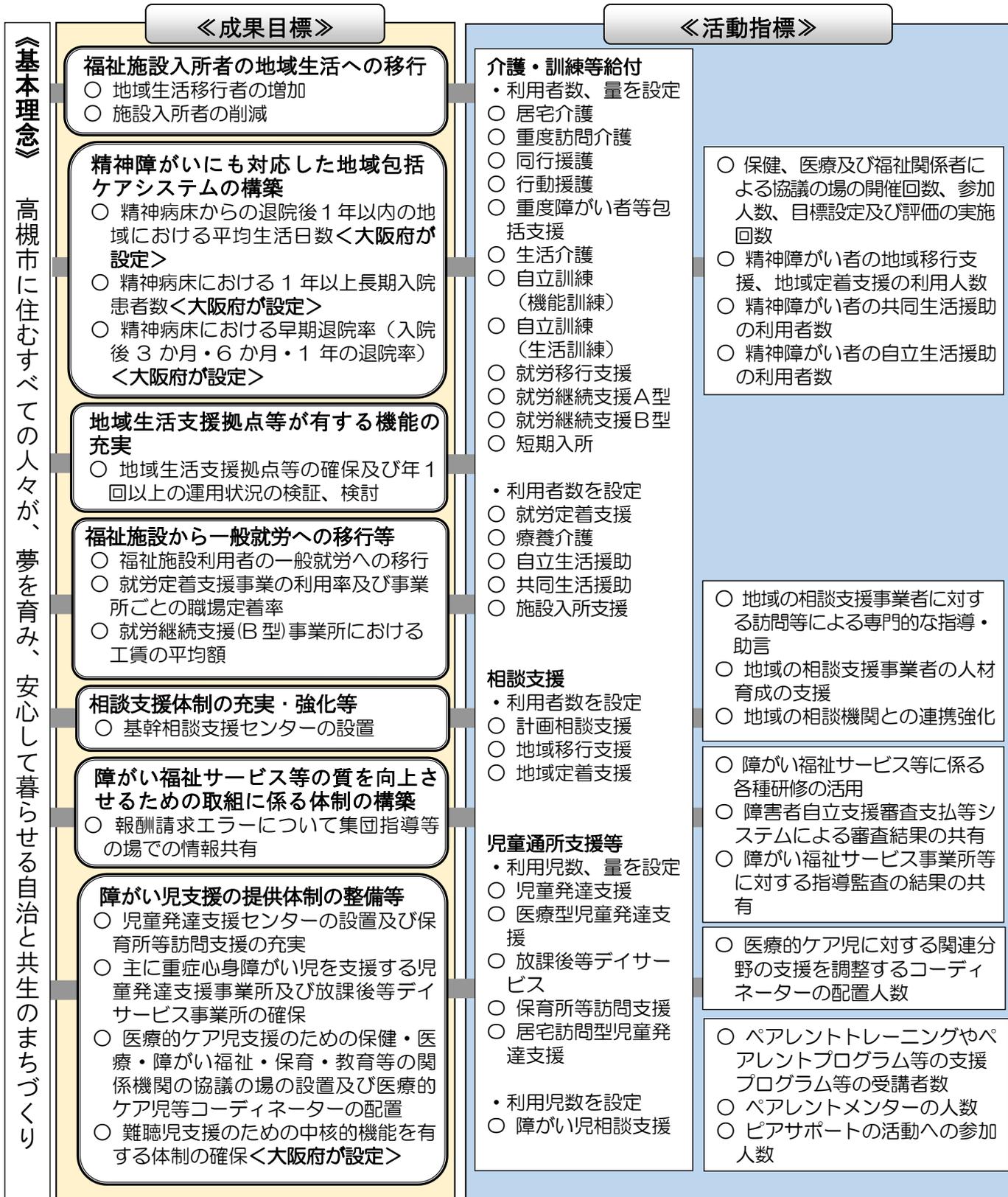
本計画の上位計画である「第2次高槻市障がい者基本計画」は、平成30年の社会福祉法の改正により福祉分野の上位計画に位置づけられた「第4次高槻市地域福祉計画」や福祉分野の中でも特に関連性の高い「高槻市高齢者福祉・介護保険事業計画」との整合・調整を図るため、3計画共通の『高槻市に住むすべての人々が夢を育み 安心して暮らせる 自治と共生のまちづくり』を基本理念として掲げ、障がい者施策の展開の方向性として「個人としての尊厳の尊重」「地域における生活支援の充実」「自立と社会参加の促進」「人にやさしいまちづくりの推進」を打ち出し、各分野における取組を進めます。（巻末に第2次高槻市障がい者基本計画の概要版を添付しています。）

第2次高槻市障がい者基本計画の構成



「国の基本指針」及び「大阪府の基本的考え方」で示された成果目標及び活動指標

市が定める障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、「国の基本指針」や基本指針に即して示される「大阪府の基本的考え方」を基に成果目標・活動指標を設定するとされています。本計画では、本市の障がい福祉の基本方針を示した第2次障がい者基本計画の基本理念を実現するために、以下の成果目標・活動指標を設定します。



第2章 障がい者を取り巻く状況

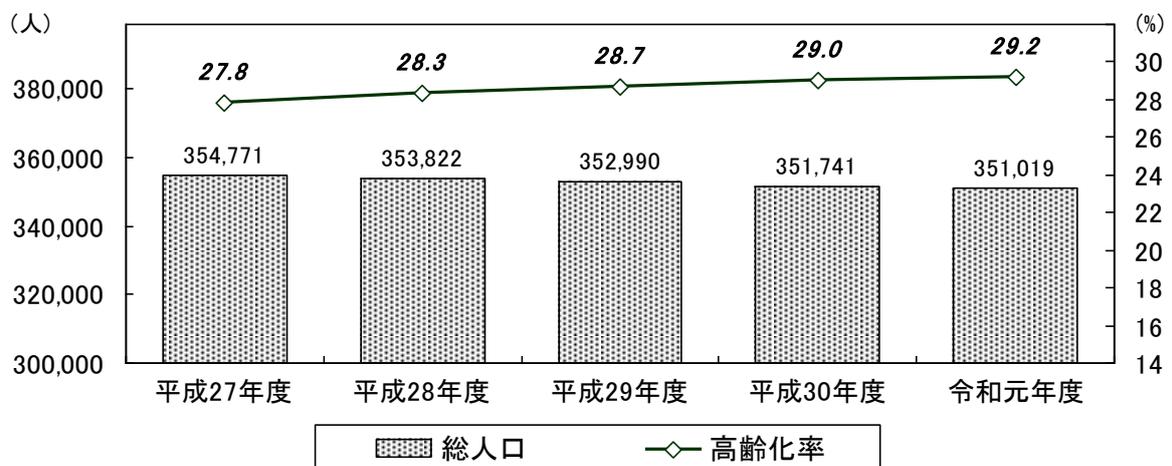
1 人口・障がい者の状況

① 人口の推移

高槻市の総人口は、令和元年度末現在351,019人（住民基本台帳人口）で、平成21年度以降、微減傾向が続いています。

また、年齢別人口構成については、令和元年度末現在の65歳以上の高齢者の割合（住民基本台帳）が29.2%を占め、全国平均の28.6%（総務省推計人口）と比べるとやや高い水準にあり、また、「団塊の世代」が後期高齢期を迎えるなど、高齢化が急速に進んでいるため、今後ともその傾向が続くものと予想されています。

総人口と年齢別構成の推移



※各年度末現在における住民基本台帳人口

② 障がい者手帳所持者数、障がい支援区分認定の状況推移

《身体障がい者》

高槻市の身体障がい者手帳所持者数は、令和元年度（令和2年3月末現在）で12,855人となっており、近年は横ばい状況にあります。

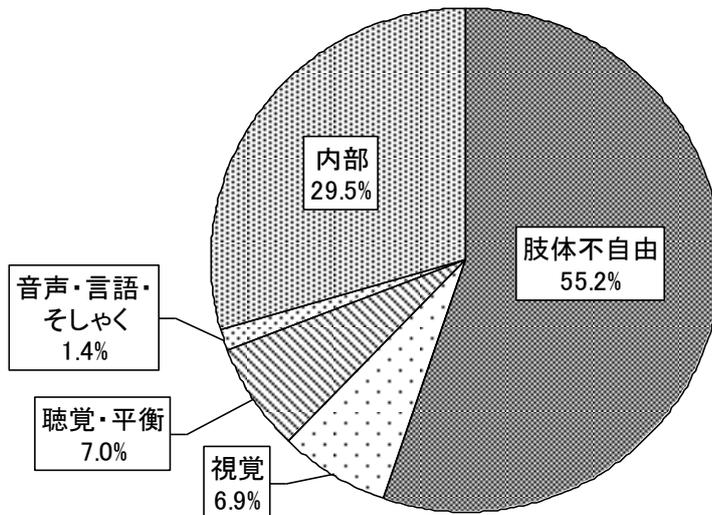
年齢別にみると、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.8%にとどまっており、ほとんどが18歳以上となり、障がい種別ごとにみると、肢体不自由が55.2%と最も多く、次いで内部障がい者が29.5%と多くなっています。

障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移（人）

区 分		総 数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・そし やく機能障がい	内部障がい
平成 29 年度	0～17歳	240	160	12	22	3	43
	18歳以上	12,503	6,983	851	870	169	3,630
	計	12,743	7,143	863	892	172	3,673
平成 30 年度	0～17歳	235	158	13	21	2	41
	18歳以上	12,624	7,005	842	897	176	3,704
	計	12,859	7,163	855	918	178	3,745
令和 元 年度	0～17歳	226	151	11	24	2	38
	18歳以上	12,629	6,944	876	882	172	3,755
	計	12,855	7,095	887	906	174	3,793

※各年度3月末現在

障がい種別身体障がい者手帳所持者の割合（令和元年度）



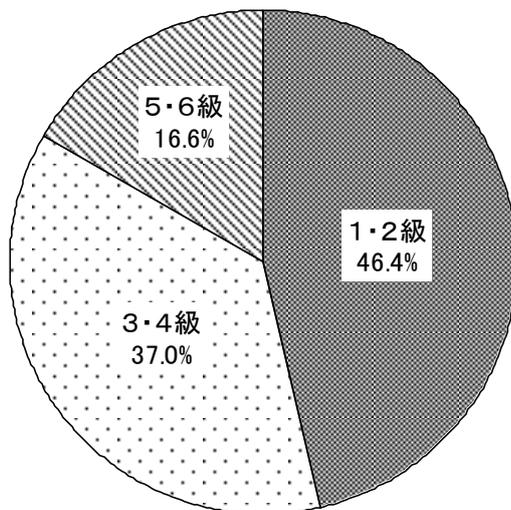
また、等級別にみると、重度障がい（1級と2級）が46.4%、中度障がい（3級と4級）が37.0%、軽度障がい（5級と6級）が16.6%となっており、重度障がいの割合が高くなっています。

等級別身体障がい者手帳所持者数の推移（人）

年 度	総 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
平成 29年度	12,743	4,210	1,778	1,831	3,005	897	1,022
平成 30年度	12,859	4,227	1,767	1,817	3,036	907	1,105
令和 元年度	12,855	4,209	1,762	1,766	2,984	951	1,183

※各年度3月末現在

等級別身体障がい者手帳所持者の割合（令和元年度）



《知的障がい者》

高槻市の療育手帳所持者数は、令和元年度（令和2年3月末現在）で3,481人となっており、増加傾向にあります。

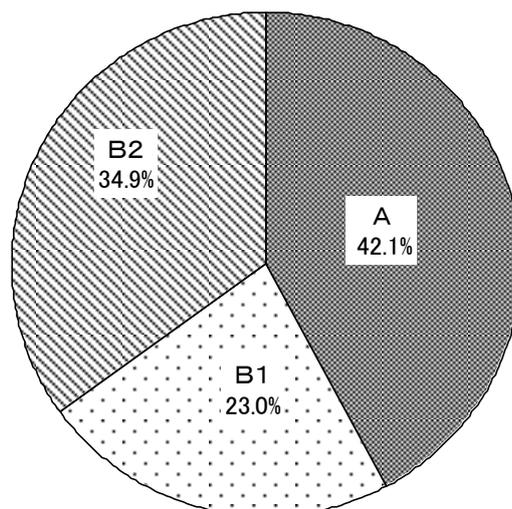
障がい程度別では、重度であるAが全体の42.1%を占めています。

療育手帳所持者数の推移（人）

区 分		総 数	A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）
平成29年度	0～17歳	897	264	251	382
	18歳以上	2,326	1,135	500	691
	計	3,223	1,399	751	1,073
平成30年度	0～17歳	964	298	259	407
	18歳以上	2,376	1,155	500	721
	計	3,340	1,453	759	1,128
令和元年度	0～17歳	971	286	268	417
	18歳以上	2,510	1,180	532	798
	計	3,481	1,466	800	1,215

※各年度3月末現在

障がい程度別療育手帳所持者の割合（令和元年度）



《精神障がい者》

高槻市の精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度（令和2年3月末現在）で3,757人となっており、増加傾向にあります。特に等級別にみると、3級が毎年大幅に増加を続けています。

また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和元年度（令和2年3月末現在）で6,635人となっています。

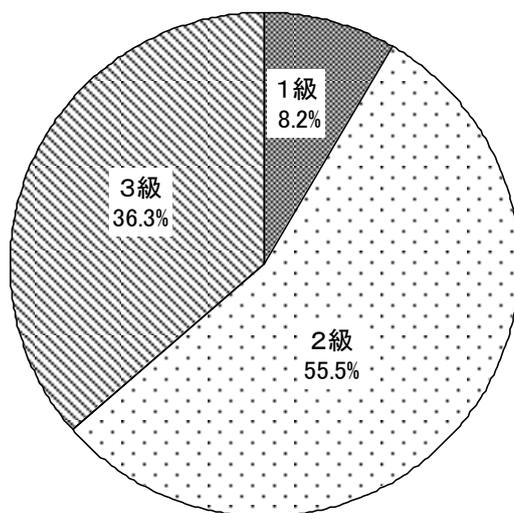
なお、精神障がい者の実数を正確に把握することは困難な状況にあります。平成29年の厚生労働省の「患者調査」においては、精神障がい者の数は419.3万人（全国）と推計されており、その結果から、全国平均の患者比率は人口千人あたり33人と推計されています。高槻市の令和2年3月の総人口は351,019人ですので、この推計値による比率から、およそ11,600人になると考えられます。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

年 度	総 数	1 級	2 級	3 級
平成29年度	3,288	323	2,018	947
平成30年度	3,468	312	1,982	1,174
令和元年度	3,757	309	2,086	1,362

※各年度3月末現在

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者の割合（令和元年度）



《障がい支援区分認定の状況》

障害者総合支援法に基づく障がい支援区分認定の状況は、下表のとおりです。
障がい種別には各障がい者で増加、区分別には区分1・区分3・区分4・区分5
で増加する傾向にあります。

障がい支援区分認定の状況（人）

種別		総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成 29 年度	身体障がい者	436	12	36	72	39	58	219
	知的障がい者	1,023	5	73	158	282	276	229
	精神障がい者	388	9	248	97	29	3	2
	難病	5	0	3	0	1	1	0
	計	1,852	26	360	327	351	338	450
平成 30 年度	身体障がい者	438	11	34	71	50	48	224
	知的障がい者	1,052	9	78	163	285	298	219
	精神障がい者	385	11	229	108	32	3	2
	難病	5	0	4	0	0	1	0
	計	1,880	31	345	342	367	350	445
令和 元 年度	身体障がい者	439	11	30	73	50	52	223
	知的障がい者	1,120	10	88	181	304	313	224
	精神障がい者	429	16	238	130	38	5	2
	難病	8	0	5	1	0	1	1
	計	1,996	37	361	385	392	371	450

※18歳以上、各年度3月末現在

2 前計画の実施状況

(1) 成果目標の進捗と主な取組

前計画で掲げた成果目標と計画期間中の実績値、主な取組状況については、次のとおりです。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【令和2年度末までの目標値及び令和元年度までの実績】

	目標値	実績
地域生活への移行者数	31人	19人

	目標値	実績
福祉施設入所者の削減数 (平成28年度末実績との比較)	4人	9人

【令和元年度までの主な取組状況】

- ・ 自立支援協議会に設置している地域生活・地域移行ワーキングにおいて、地域移行支援に携わった関係者からの事例報告会を実施するなど、地域移行支援・地域定着支援の制度の活用に向けて取組みました。
- ・ 地域生活・地域移行ワーキングにおいて、精神科病院からの退院に向けた取組の一連の流れをまとめた地域移行フローチャートの作成に取組みました。

【令和元年度までの評価】

- ・ 地域生活への移行者数について、目標の達成が非常に厳しい状況となっています。これは、地域相談支援の利用実績が低調であること等が要因として考えられます。
- ・ 地域相談支援事業、高槻障がい福祉サポートネットワークの活用推進につながるいっそうの取組が必要です。

【令和2年度の取組】

- ・ 自立支援協議会のケアマネジメント連絡会議や地域生活・地域移行ワーキング等の場において、地域相談支援事業の活用をいっそう進めます。
- ・ 高槻障がい福祉サポートネットワークの周知、活用を図り、検証と見直しを行います。
- ・ 精神科病院からの退院について、地域移行フローチャートの効果的な活用を図ります。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【令和2年度末までの目標値及び令和元年度までの実績】

ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について

	目標値	実績
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	設置	令和2年度末までに設置

イ 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について

	目標値	実績
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	設置	令和2年度末までに設置

【令和元年度までの主な取組状況】

- ・市町村ごと及び圏域ごとの協議の場について、本市は市町村と圏域が同一であるため、効果的かつ効率的運用を図るため、個々に別々で設置するのではなく、高槻市精神保健福祉関係機関連絡会議を活用し、一体的な協議の場の設置に向けて取組を進めました。
- ・高槻市精神保健福祉関係機関連絡会議において、大阪府から情報提供を受けた「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」における連携体制等について、情報共有・意見交換を行いました。また、市内の精神医療の現状に関する情報提供や医療機関の退院促進に向けた取組紹介等を実施しました。

【令和元年度までの評価】

- ・精神保健福祉関係機関連絡会議において実務者レベルの会議を行い、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する情報提供や、医療機関の取組紹介を実施しました。
- ・令和2年度の協議の場の設置に向け、協議内容や構成メンバーの整理が必要です。

【令和2年度の取組】

- ・地域共生の理念を踏まえ、包括的な支援体制の構築に向け、自立支援協議会と継続的に連携を進めていきます。
- ・精神保健福祉関係機関連絡会議を活用し、市町村ごと及び圏域ごとの重要な基盤となる、多職種による連携や多機関の協働のための情報共有及び協議を行う場を設置します。自立支援協議会のケアマネジメント連絡会議や地域生活・地域移行ワーキング等の場において、地域相談支援事業の活用をいっそう進めます。

③ 地域生活支援拠点等の整備

【令和2年度末までの目標値及び令和元年度までの実績】

	目標値	実績
面的整備により市内に1つ整備する	面的整備	面的整備済

【令和元年度までの主な取組状況】

- ・ 自立支援協議会地域生活支援拠点ワーキングを中心に関係機関との意見交換を継続しながら、地域生活支援拠点に必要な5機能に対応した事業を以下のとおり、順次開始し、令和2年3月に「高槻障がい福祉サポートネットワーク」として運用を開始しました。

【①相談、②緊急時の受入れ・対応】

- ・ 市内障がい者支援施設3か所で平成31年4月から緊急時受け入れ居室確保事業開始
- ・ 市内事業所における共通ツールとして活用できるよう、サービス等利用計画の様式を兼ねるよう工夫した「緊急時対応シート」の運用を開始

【③体験の機会・場に係る取組】

- ・ 自立支援協議会ケアマネジメント連絡会議での相談支援事業者との意見交換を経て、令和元年10月から単身生活体験事業を開始

【⑤地域の体制づくりに係る取組】

- ・ 福祉、医療、行政のほか、当事者及び当事者家族等の関係者で構成する、自立支援協議会地域生活支援拠点ワーキングを継続的に実施
- ・ 地域生活支援拠点事業に係る報酬や加算の仕組みを整理し、市内の状況を把握することや多くの事業所に参画を促すことを目的にアンケートを実施
- ・ 市内医療機関2か所、訪問看護ステーション2か所と医療と福祉の連携に関する意見交換を実施

【令和元年度までの評価】

- ・ 5機能に対応した取組を整理し、令和元年度中に面的整備を達成しました。
- ・ 常時の緊急受け入れ体制の整備方法や事業者・市民への周知不足等が課題として残っており地域の事業者の協力を得ながら、障がい当事者へのいっそうの周知を進めるとともに、より理解しやすく効果的な制度設計とするための検証・見直しが必要です。

【令和2年度の取組】

- ・ 運用開始後の状況について、自立支援協議会検証ワーキングにて、課題の把握や今後の展開に係る意見交換を行います。
- ・ 関係機関における共通理解を深めるために、5機能の実施状況等の情報発信を強化します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【令和2年度末までの目標値及び令和元年度までの実績】

①福祉施設から一般就労への移行：79人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉施設から一般就労への移行	目標	68人	73人	79人
	実績	59人	66人	—

②就労移行支援事業の利用者数：116人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援事業の利用者数	目標	106人	111人	116人
	実績	107人	103人	—

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

	目標値	令和元年度
就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割以上	85.7%

④就労定着支援事業による1年後の職場定着率

	目標値	令和元年度
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	80%以上	100%

⑤就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額：15,721円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	目標	13,747円	14,734円	15,721円
	実績	12,321円	12,185円	—

【令和元年度までの主な取組状況】

- ・平成30年度の法改正に伴う新規事業である就労定着支援事業について、適切に支給決定等を行い、一般就労における就労定着に努めました。
- ・障害者優先調達推進法に基づく事業所からの物品等の調達実績の向上や、事業所で作成した商品等の販売会（たかつき〇まるしえ）の開催等により工賃向上に努めました。

【令和元年度までの評価】

- ・就労移行支援事業の利用者は、市内事業所の新規開設が2か所あった平成30年度は目標を達成しましたが、令和元年度は新設の事業所が無かったことや新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を下回っています。

- ・ 就労定着支援事業の利用状況は、平成30年度の制度開始以降順調に増加しており、見込量を大きく上回っています。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく調達については、具体的な目標額を設定して取り組んだ結果、目標を大きく上回る実績となっています。ただし、就労継続支援A型事業所が受注した役務の実績が大きく、就労継続支援B型事業所の工賃増加への影響は限定的と想定されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内の経済活動全体が大幅な縮小傾向となり、成果目標の達成に関して大きなマイナスの影響を及ぼすことが懸念されます。

【令和2年度の取組】

- ・ 一般就労への移行や定着に向けた支援を受けられるよう、引き続き適切な支給決定に努めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による支給決定期間の延長などについては、個々の状況に応じて必要な対応を行います。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく調達を引き続き積極的に実施します。事業所で作成した商品等の販売会（たかつき〇まるしえ）などの実施についても、新型コロナウイルス感染症予防に十分に配慮した新しい生活様式に対応する実施手法を検討し、工賃向上につながる事業所で作成した商品等の販売の機会を確保します。

⑤ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実（障がい児支援の提供体制の整備等）

【令和2年度末までの目標値及び令和元年度までの実績】

ア 児童発達支援センターの設置

	目標値	実績
児童発達支援センター	1 か所以上	2 か所

イ 保育所等訪問支援の充実

	目標値	実績
保育所等訪問支援	1 か所以上	3 か所

【令和元年度までの主な取組状況】

- ・平成24年4月から児童発達支援センターとして高槻市立療育園及び高槻市立うの花療育園を設置しており、平成26年度には保育所等訪問支援及び障がい児相談支援を開始する等、機能の充実を図ってきました。
- ・令和元年度も、引き続き、職員の相互派遣等、両施設が連携することにより、効率的かつ効果的な運営を行い、地域の中心的な役割を果たす施設として、就学前障がい児への総合的な発達支援体制の構築に努めました。
- ・保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの2か所に民間事業所1か所を加えた計3か所で実施しており、それぞれの専門性を活かして学校、保育施設等への援助、助言等を行いました。

【令和元年度までの評価】

- ・成果目標である児童発達支援センターの「設置」は達成しています。その上で、児童発達支援センターの役割である「地域の中核的な療育支援施設」として、専門機能を活かした、地域の障がい児やその家族、事業所への援助、助言等、機能の充実を進めており、今後もさらなる充実が求められています。
- ・成果目標である保育所等訪問支援の「設置」は達成しています。また訪問数も増えてきており、一定充実した支援が図れているものと考えています。

【令和2年度の取組】

- ・成果目標は既に達成していますが、関係機関との連携や、地域の障がい児やその家族への相談、地域の事業所への援助、助言等により、引き続き、地域の中核的な役割を果たす施設として機能の充実を図ります。

⑥ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（障がい児支援の提供体制の整備等）

【令和2年度末までの目標値及び令和元年度までの実績】

	目標値	実績
児童発達支援事業所	1か所以上	0か所
放課後等デイサービス事業所	2か所以上	1か所

【令和元年度までの主な取組状況】

- ・新規開設希望事業者へ高槻市の考え方等の説明をする中で、重症心身障がい児を対象とした事業所設置の働きかけを行いました。

【令和元年度までの評価】

- ・新規開設希望事業者または既存の事業者への働きかけにより具体的に新規事業所の開設に向けた動きが出てきており、引き続き、利用者のニーズの把握に努めるとともに、事業者への働きかけを継続していく必要があります。

【令和2年度 of 取組】

- ・既に市内に設置されている医療型児童発達支援センターや、重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービス、また、他隣接自治体で開設されている重症心身障がい児を対象とした事業所の受入状況等を勘案し、必要な受け皿の確保に向け、これまでの取組を継続していきます。

⑦ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（障がい児支援の提供体制の整備等）

【令和2年度末までの目標値及び令和元年度までの実績】

	目標値	実績
自立支援協議会等に協議の場を設置	設置	設置済

【令和元年度までの主な取組状況】

- ・平成31年3月から自立支援協議会内に設置している子どもワーキングを活用し、参加機関を増やすことで、保健、医療、障がい福祉、教育の各関係機関が集まる協議の場を設置・開催し、医療的ケア児の定義、医療的ケア児が利用できるサービス、医療的ケア児に関する課題や今後取組みたいこと等について意見交換を行いました。

【令和元年度までの評価】

- ・成果目標である協議の場を設置・開催し、医療的ケア児に関する情報共有を図りました。今後は、課題等に関して優先順位を付けるなど、深度化が必要です。

【令和2年度の取組】

- ・協議の場を複数回開催し、定期的な取組として定着を図るとともに、医療的ケア児等コーディネーターの活用方法の検討等の課題について整理し、取り組むべき方向性について引き続き協議を行います。

第3章 障がい福祉計画



I 成果目標

第6期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 地域生活への移行者数について

大阪府の基本的な考え方に沿って、これまでの実績及び現状から、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者の6%にあたる13人が地域生活へ移行することを目標として設定します。

【国の基本指針】 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域移行と、前計画で定める令和2年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定する。
【大阪府の基本的な考え方】 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

イ 福祉施設入所者の削減について

大阪府の基本的な考え方に沿って、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者の1.6%にあたる3人削減することを目標として設定します。

【国の基本指針】 令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上の削減と、現計画で定める令和2年度末までの福祉施設の入所者の削減実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定する。
【大阪府の基本的な考え方】 令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

【成果目標】

	目標値	考え方
福祉施設入所者数 (A)	210人	令和元年度末時点の施設入所者数
<<目標>> 地域生活への移行者数 (B) (福祉施設からグループホームや一般住宅などへ移行する人の数)	13人	令和5年度末時点の地域移行者数
新たな施設入所者数 (C)	10人	
令和5年度末の施設入所者数 (D)	207人	A-B+C
<<目標>> 福祉施設入所者の削減見込み	3人	令和5年度末時点の削減見込数 (A-D)

(2)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

<大阪府が設定>

国の基本方針に沿った目標設定を大阪府が行います。令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とします。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

精神障がい者に対する地域生活支援連携体制の整備状況を評価する指標として、令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、316日以上とすることを基本とする。

【成果目標】 <大阪府が設定>

	目標値	考え方
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	国の基本方針に沿って、大阪府が目標を設定

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数について

＜大阪府が設定した目標を按分して設定＞

大阪府においては、従来から積極的に退院促進を図ってきた結果を踏まえ、国の推計式による目標とは異なる目標を設定（65歳以上と65歳未満の区別は設けずに、8,688人）しており、本市における目標は、その人数を令和元年度時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める高槻市の割合で按分して設定します。

【国の基本指針】

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、令和5年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満ごとに1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

【成果目標】 ＜大阪府が設定した目標を按分して設定＞

	目標値	考え方
精神病床における1年以上長期入院患者数	285人	大阪府が府独自の目標を按分して設定

ウ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）について ＜大阪府が設定＞

国の基本方針に沿った目標設定を大阪府が行います。令和5年度末までに、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上とします。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和5年度における目標値を設定する。

目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【成果目標】 ＜大阪府が設定＞

	目標値		考え方
精神病床における早期退院率	3か月時点	69%以上	国の基本方針に沿って、大阪府が目標を設定
	6か月時点	86%以上	
	1年時点	92%以上	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、地域生活支援拠点として、令和2年3月に「高槻障がい福祉サポートネットワーク」の運用を開始しました。令和5年度までの間、その5つの機能の充実のため、PDCAサイクルの観点から、自立支援協議会等を活用して年1回以上の運用状況を検証及び検討することを目標として設定します。

「高槻障がい福祉サポートネットワーク（地域生活支援拠点等）」とは…

① 相談、② 緊急時の受入れ・対応、③ 体験の機会・場の提供、④ 専門的人材の確保・養成、⑤ 地域の体制づくりの5つの機能を備えた障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を指します。

本市では、地域の複数の機関が分担して機能を担う類型である「面的整備」で構築し、名称を「高槻障がい福祉サポートネットワーク」としました。

【国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方】

令和5年度までの間、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上の運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【成果目標】

	目標値	考え方
地域生活支援拠点の運用状況を検証及び検討	年1回以上	自立支援協議会内に検証ワーキングを設置

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行について

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍、併せて、事業ごとの移行者数の令和元年度実績に対する目標値を就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍として目標を設定します。なお、設定にあたっては、大阪府が設定する目標値を按分した数値を目標として設定します。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

令和5年度中に、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上として目標値を設定する。併せて各事業の主旨目的を踏まえ、事業ごとの移行者数の令和元年度実績に対する目標値を次のとおりを設定する。就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上として目標とすることを基本とする。

【成果目標】

一般就労 移行者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	参考： 令和元年度	参考： 令和2年度見込
就労移行支援 事業等(全体)	76人	82人	90人	66人	71人
就労移行支援	55人	60人	67人	47人	50人
就労継続支援 A型	12人	13人	15人	11人	11人
就労継続支援 B型	7人	7人	8人	6人	6人

② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの職場定着率について

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標として設定します。また、就労定着支援事業所の就労定着率（過去3年間の就労定着支援事業の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の事業所の割合を全体の7割以上とすることを目標として設定します。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の7割以上とすることを基本とする。

【成果目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援事業利用者数	27人	29人	31人
(参考) 就労移行支援事業等からの 一般就労移行者数(4～9月)	38人	41人	44人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割以上	7割以上	7割以上

③就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

国の基本指針において、就労継続支援（B型）の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされています。

工賃の平均額について、大阪府は独自に成果目標を設定することとしており、大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標額を踏まえた設定となっています。

本市においては、大阪府から提供される市内の就労継続支援（B型）事業所において設定された令和5年度の目標工賃及び令和元年度までの工賃の平均額の実績の変動状況を踏まえて額を設定します。

【国の基本指針】

設定にあたっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【大阪府の基本的な考え方】

大阪府では個々の就労継続支援B型事業所の位置づけを十分に踏まえつつ、大阪府が提供する市町村単位での令和5年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込みを参考とするとともに、令和元年度の工賃の平均額の実績よりも令和5年度の工賃の平均額が向上するよう目標値を設定する。

【成果目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	参考：令和元年度
工賃の平均月額	12,550円	13,177円	13,836円	12,185円

(5) 相談支援体制の充実・強化等

大阪府の基本的な考え方である「基幹相談センターを設置」については、平成25年度に設置済みであるため、同センターの活動内容の充実を目標として設定します。

【国の基本指針】

相談支援体制の充実・強化するため、令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

令和5年度までに市町村が基幹相談センターを設置することを基本とする。

【成果目標】

	目標値	考え方
基幹相談センターを設置	設置	福祉相談支援課内に設置した基幹相談センターの活動を充実させる

(6)

障がい福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築

大阪府の基本的な考え方に沿って、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等での過誤項目、内容等について集団指導等の場で注意喚起を行い、情報共有する体制を構築することを基本とします。

【国の基本指針】

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多く事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、市町村職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのかを検証していくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこでこれらの取組を通じて利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図るとともに、指導監査の適正な実施などにより運営基準等を遵守させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行うことを基本とする。また、研修の実施等により市町村職員の質の向上に努められたい。

【成果目標】

	目標値	考え方
請求事務における過誤調整項目、内容について、集団指導等の場で情報共有する体制を構築する。	1回	感染症対策を十分に行い、効果的な方法で実施する

2 活動指標

(1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービス等の見込量の算出にあたっては、障がい児者のサービス利用意向、過去の利用実績、平均的な一人あたりのサービス利用量、市内の事業所数及び定員の増減（市内事業所を対象に「障がい福祉サービス提供法人・事業所調査」を実施して把握）などを勘案し、算出しています。

① 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。
重度障がい者 等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
居宅介護	利用者数	833人	809人	862人	806人	892人	822人
	利用時間	9,691時間	9,797時間	9,724時間	9,994時間	9,757時間	10,194時間
重度訪問 介護	利用者数	23人	16人	27人	14人	31人	13人
	利用時間	6,885時間	4,569時間	8,100時間	5,290時間	9,482時間	4,663時間
同行援護	利用者数	160人	146人	167人	134人	174人	129人
	利用時間	2,299時間	2,196時間	2,326時間	2,050時間	2,353時間	2,029時間
行動援護	利用者数	14人	13人	20人	12人	28人	13人
	利用時間	147時間	149時間	175時間	170時間	206時間	188時間
重度障がい者 等包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

サービス名	見込量と実績の傾向
居宅介護	多様な事業者の参入があり、利用者数は計画を下回るものの、利用時間は計画を上回っています。
重度訪問介護	利用者・利用時間ともに計画を下回っています。なお、一人あたりの利用時間は、利用者の重度化や初任従業者を含めた2人派遣の時間数増に伴い、増加傾向にあります。
同行援護	利用者の高齢化により、利用者・利用時間共に減少傾向にあり、利用者・利用時間ともに計画を下回っています。
行動援護	利用者・利用時間ともに長期的には微増傾向にあるものの、事業所及び支援者が少ないことや、類似サービスである移動支援の二人派遣が増加したことにより、利用者、利用時間ともに計画を下回っています。
重度障がい者等包括支援	市内に事業所が無く、実績はありません。

【見込み・方向性】

訪問系サービスの見込量は、第5期計画期間中の利用実績等を参考に次の表のとおりとしました。なお、重度訪問介護については、知的障がい者や精神障がい者の利用や地域移行の推進を考慮しました。

【見込量（月あたり）】

居宅介護		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	219人	222人	224人
	利用時間	5,138時間	5,241時間	5,345時間
知的障がい	利用者数	258人	261人	264人
	利用時間	2,096時間	2,138時間	2,181時間
精神障がい	利用者数	324人	327人	330人
	利用時間	2,714時間	2,768時間	2,824時間
障がい児	利用者数	29人	29人	29人
	利用時間	450時間	459時間	468時間
合計	利用者数	830人	839人	847人
	利用時間	10,398時間	10,606時間	10,818時間

重度訪問介護		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	14人	16人	18人
	利用時間	4,975時間	5,381時間	5,787時間
知的障がい	利用者数	1人	1人	1人
	利用時間	102時間	110時間	118時間
精神障がい	利用者数	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間
合計	利用者数	15人	17人	19人
	利用時間	5,077時間	5,491時間	5,905時間

同行援護		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	122人	118人	115人
	利用時間	1,971時間	1,933時間	1,894時間
障がい児	利用者数	3人	3人	3人
	利用時間	17時間	16時間	16時間
合計	利用者数	125人	121人	118人
	利用時間	1,988時間	1,949時間	1,910時間

行動援護		令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障がい	利用者数	11人	13人	14人
	利用時間	201時間	233時間	265時間
精神障がい	利用者数	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間
障がい児	利用者数	4人	4人	5人
	利用時間	23時間	27時間	31時間
合計	利用者数	15人	17人	19人
	利用時間	224時間	260時間	296時間

重度障がい者等包括支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間
知的障がい	利用者数	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間
精神障がい	利用者数	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間
障がい児	利用者数	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間
合計	利用者数	0人	0人	0人
	利用時間	0時間	0時間	0時間

【見込量確保のための方策】

多様な事業者の参入があり、居宅介護や重度訪問介護の見込量は確保されるものと想定されます。また、医療的ケアに対応できる従事者の確保に努めていきます。

同行援護や行動援護については、ニーズの把握、利用状況などを勘案し、引き続き、障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、従事者の確保や研修を通じた質の向上など、事業所に適切なサービスの提供を働きかけていきます。

② 短期入所

サービス名	サービスの概要
短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
短期入所	利用者数	482人	439人	495人	436人	508人	439人
	利用日数	1,751人日	1,543人日	1,831人日	1,539人日	1,915人日	1,561人日

注)「人日/月」＝「月間の利用人数」×「一人あたりの月平均利用日数」(以下同様です。)

サービス名	見込量と実績の傾向
短期入所	利用者数・利用量ともに概ね横ばいで推移しており、利用者数及び利用日数ともに計画を下回っています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中の利用実績等を参考に次の表のとおりとしました。

【見込量（月あたり）】

短期入所		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	51人	51人	51人
	利用日数	189人日	191人日	192人日
知的障がい	利用者数	313人	316人	318人
	利用日数	1,212人日	1,219人日	1,226人日
精神障がい	利用者数	10人	10人	10人
	利用日数	18人日	18人日	18人日
障がい児	利用者数	68人	68人	69人
	利用日数	151人日	151人日	152人日
合計	利用者数	442人	445人	448人
	利用日数	1,570人日	1,579人日	1,588人日

【見込量確保のための方策】

既存施設の定員増が計画されており、見込量は確保されるものと想定されます。

また、医療的ケアが必要な方への対応や緊急時の受け入れなどができるような体制づくりを検討していきます。

③ 日中活動系サービス

ア 生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
生活介護	利用者数	968人	989人	975人	997人	983人	1,021人
	利用日数	18,395人日	18,253人日	18,532人日	18,908人日	18,670人日	19,364人日

サービス名	見込量と実績の傾向
生活介護	利用者数・利用量ともに計画を上回って増加しています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中の利用実績や支援学校高等部卒業生の動向等を参考に次の表のとおりとしました。

【生活介護 見込量（月あたり）】

生活介護		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	223人	228人	233人
	利用日数	3,970人日	4,065人日	4,148人日
知的障がい	利用者数	807人	827人	843人
	利用日数	15,728人日	16,104人日	16,435人日
精神障がい	利用者数	19人	19人	20人
	利用日数	198人日	202人日	206人日
合計	利用者数	1,049人	1,074人	1,096人
	利用日数	19,896人日	20,371人日	20,789人日

【見込量確保のための方策】

事業所の開設見込みや既存施設の定員増が計画されており、見込量は確保されるものと想定されます。

また、近年ニーズが高まっている医療的ケアに対応できる従事者の確保に努めていきます。

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
機能訓練	利用者数	18人	10人	21人	4人	24人	10人
	利用日数	175人日	110人日	204人日	60人日	236人日	109人日
生活訓練	利用者数	61人	59人	76人	58人	94人	58人
	利用日数	702人日	715人日	874人日	664人日	1,081日	664人日

サービス名	見込量と実績の傾向
機能訓練	利用者数・利用量ともに計画を下回っています。後天的受傷による高次脳機能障がい等に対応するサービスであることや事業者が遠方で数も少ないことから、年度によって利用者数の増減が大きくなっています。
生活訓練	支援学校高等部卒業後の利用が少なかったことが影響し、利用者数・利用量ともに計画を下回っています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中の利用実績等を参考に次の表のとおりとしました。生活訓練については、支援学校高等部卒業生の動向も考慮しました。

【見込量（月あたり）】

機能訓練		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	10人	10人	10人
	利用日数	109人日	109人日	109人日
知的障がい	利用者数	0人	0人	0人
	利用日数	0人日	0人日	0人日
精神障がい	利用者数	0人	0人	0人
	利用日数	0人日	0人日	0人日
合計	利用者数	10人	10人	10人
	利用日数	109人日	109人日	109人日

生活訓練		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	1人	1人	1人
	利用日数	4人日	4人日	4人日
知的障がい	利用者数	40人	42人	46人
	利用日数	588人日	630人日	674人日
精神障がい	利用者数	21人	23人	24人
	利用日数	118人日	126人日	135人日
合計	利用者数	62人	66人	71人
	利用日数	710人日	760人日	813人日

【見込量確保のための方策】

機能訓練は、施設入所と合わせた利用が中心であるため、市外を含む広域で見込量の確保を見込み、当面の見込量は確保されるものと想定されます。

生活訓練についても、他市を含めて多様な事業内容の事業所が開設されており、見込量は確保されるものと想定されます。

ウ 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
就労継続支援A型	一般就労等における就労が困難な障がい者のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業などにおける就労が困難な障がい者のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
就労移行支援	利用者数	206人	197人	219人	194人	231人	208人
	利用量	1,710人日	1,685人日	1,818人日	1,678人日	1,917人日	1,887人日
就労継続支援 A型	利用者数	159人	180人	176人	191人	196人	203人
	利用量	2,385人日	2,419人日	2,640人日	2,772人日	2,940人日	2,944人日
就労継続支援 B型	利用者数	501人	498人	537人	528人	575人	560人
	利用量	6,413人日	6,199人日	6,874人日	6,759人日	6,602人日	7,168人日

サービス名	見込量と実績の傾向
就労移行支援	利用者数・利用量ともに若干計画を下回っているものの、長期的には増加傾向が続いています。
就労継続支援A型	利用者数・利用量ともに計画を上回って増加しています。
就労継続支援B型	概ね利用者数・利用量ともに計画通り推移し、増加傾向が続いています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中の利用実績等を参考に次の表のとおりとしました。就労移行支援については、成果目標で掲げる福祉施設から一般就労への移行者数も考慮しました。

【見込量（月あたり）】

就労移行支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	8人	9人	9人
	利用量	97人日	104人日	112人日
知的障がい	利用者数	61人	65人	70人
	利用量	506人日	542人日	580人日
精神障がい	利用者数	154人	165人	177人
	利用量	1,404人日	1,505人日	1,612人日
合計	利用者数	223人	239人	256人
	利用量	2,007人日	2,151人日	2,304人日

就労継続支援A型		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	37人	41人	46人
	利用量	586人日	658人日	736人日
知的障がい	利用者数	55人	61人	69人
	利用量	884人日	993人日	1,110人日
精神障がい	利用者数	135人	153人	170人
	利用量	1,822人日	2,047人日	2,287人日
合計	利用者数	227人	255人	285人
	利用量	3,292人日	3,698人日	4,133人日

就労継続支援B型		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	36人	38人	40人
	利用量	533人日	564人日	598人日
知的障がい	利用者数	270人	286人	303人
	利用量	4,325人日	4,580人日	4,857人日
精神障がい	利用者数	288人	305人	324人
	利用量	2,745人日	2,907人日	3,083人日
合計	利用者数	594人	629人	667人
	利用量	7,603人日	8,051人日	8,538人日

【見込量確保のための方策】

各サービスで事業所の定員増が計画されており、就労移行支援、就労継続支援B型については、見込量は確保されるものと想定しています。

就労継続支援A型は、市内事業所では不足が生じるが、一般就労に近い事業であることから広域で見込量の確保を見込み、当面の見込量は確保されるものと想定されます。

また、引き続き、障害者優先調達推進法に基づき、事業所からの物品等の調達拡大、事業所で作成した商品等の販売会などを通じて、新たな製品開発・販路開拓の支援に努め、工賃向上を図っていきます。

エ 就労定着支援

サービス名	サービスの概要
就労定着支援	一般就労へ移行した者で、企業や自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
就労定着支援	利用者数	16人	19人	23人	77人	28人	133人

サービス名	見込量と実績の傾向
就労定着支援	平成30年度開始の事業ですが、利用者及び就労先のニーズが非常に高く、計画を大幅に上回って増加しています。

【見込み・方向性】

成果目標で挙げる就労移行から一般就労への移行者数を基に、就労定着支援の利用率を推計して、次の表のとおりとしました。

【見込量（月あたり）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数	174人	179人	190人

【見込量確保のための方策】

就労移行支援等を利用して、一般就労に移行した者が原則同じ事業所で利用するサービスであり、就労移行支援事業所の多くが、就労定着支援の指定も受け、両サービスを一体的に提供しているため、見込量は確保されるものと想定しています。

オ 療養介護

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
療養介護	利用者数	48人	49人	49人	50人	50人	51人

サービス名	見込量と実績の傾向
療養介護	概ね計画通り推移しています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中の利用実績等を参考に次の表のとおりとしました。

【見込量（月あたり）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数	52人	53人	54人

【見込量確保のための方策】

医療の必要な重度障がい者や重複障がい者に、医療機関で提供されるサービスであり、広域で見込量の確保を見込み、適正なサービス提供を働きかけていきます

④ 居住系サービス

ア 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービス概要
共同生活援助 （グループホーム）	介護を要する障がいのある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 （見込）
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数	375人	363人	400人	393人	427人	425人

サービス名	見込量と実績の傾向
共同生活援助	利用者数・利用量ともに若干計画を下回っているものの、増加傾向が続いています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中の利用実績や成果目標で掲げる施設入所者や精神科病院入院者の地域移行の推進も考慮し、次の表のとおりとしました。

【見込量（月あたり）】

共同生活援助 （グループホーム）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	35人	36人	38人
知的障がい	利用者数	369人	396人	425人
精神障がい	利用者数	51人	55人	58人
合計	利用者数	455人	487人	521人

【見込量確保のための方策】

事業所の新設や定員増などが計画されており、見込量は確保されるものと想定されます。引き続き、国庫補助を活用したグループホームの整備や重度の障がい者の受け入れが促進されるよう支援していきます。

イ 施設入所支援

サービス名	サービス概要
施設入所支援	障がい者支援施設等において、主に夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
施設入所支援	利用者数	231人	223人	230人	215人	228人	214人

サービス名	見込量と実績の傾向
施設入所支援	国において地域移行を促進する方針が示され、微減傾向にありますが、減少理由の主なものは入院であり、引き続き、一定のニーズがあることから、減少のペースは鈍化しています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中の利用実績や、国において地域移行の促進が重点施策とされている一方で、引き続き、一定のニーズがある状況を考慮し、次の表のとおりとしました。

【見込量（月あたり）】

施設入所支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	89人	89人	88人
知的障がい	利用者数	124人	123人	123人
精神障がい	利用者数	0人	0人	0人
合計	利用者数	213人	212人	211人

【見込量確保のための方策】

地域相談支援の利用促進、グループホームや在宅サービスの充実などを進め、地域での安全・安心な生活の確保に努め、施設入所者の地域移行を促進します。一方で、真に必要なニーズに対しては適切に支給決定を行います。

ウ 自立生活援助

サービス名	サービス概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者を対象に、定期的な巡回訪問や随時の相談や要請などに対応し、地域生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境の整備などを行います。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
自立生活援助	利用者数	2人	0人	3人	0人	4人	0人

サービス名	見込量と実績の傾向
自立生活援助	平成30年度開始の事業ですが、市内・近隣市に事業者が無いことから、実績はありません。府内全域で計画を大幅に下回る傾向となっています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中は実績がありませんでしたが、地域移行促進の関連サービスとして、引き続き、次の表のとおりとしました。

【見込量（月あたり）】

自立生活援助		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	0人	0人	1人
知的障がい	利用者数	1人	1人	1人
精神障がい	利用者数	1人	2人	3人
合計	利用者数	2人	3人	5人

【見込量確保のための方策】

地域移行促進の関連サービスとして、効果的な利用方法の検討や希望者の把握などをいっつつ、事業の展開に向けて、事業者などとの調整を図ります。

⑤ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

ア 計画相談支援

サービス名	サービス概要
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用しようとする障がい児・者に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

【第5期障がい福祉計画 計画相談支援 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
計画相談支援	利用者数	244人	231人	275人	291人	308人	367人

サービス名	見込量と実績の傾向
計画相談支援	市独自の相談支援事業所開設補助金の導入により、新規事業所の開設が促進されたことにより、計画を上回って増加しています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中の利用実績等を踏まえて、次の表のとおりとしました。

【見込量（月あたり）】

計画相談支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	91人	104人	117人
知的障がい	利用者数	232人	266人	300人
精神障がい	利用者数	105人	120人	135人
障がい児	利用者数	1人	1人	1人
合計	利用者数	429人	491人	553人

利用者数は、年間のサービス利用支援及び継続サービス利用支援の延べ利用者数を12月で除算したものです。

【見込量確保のための方策】

市内の相談支援体制を強化するため、多様な事業者の参入や相談支援専門員数の増加に向けた補助制度等による取組を行います。

また、障がい特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、相談支援の質的な向上を働きかけていくとともに、積極的な利用を促進します。

イ 地域移行支援・地域定着支援

サービス名	サービス概要
地域移行支援	障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者及び保護施設、矯正施設等を退所する障がい者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身の障がい者や施設・病院から退所・退院した障がい者のうち、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

【第5期障がい福祉計画 計画値・実績（月あたり）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
地域移行支援	施設から	2人	0人	2人	0人	2人	1人
	病院から	3人	2人	4人	1人	6人	1人
地域定着支援	利用者数	2人	0人	3人	1人	4人	1人

サービス名	見込量と実績の傾向
地域移行支援	病院、計画相談事業所等への周知がまだ不十分であり、施設・病院からの移行ともに計画を下回っています。
地域定着支援	地域移行支援の利用者が引き続いて利用するサービスのため、地域移行支援の利用が低調であることにより、計画を下回っています。

【見込み・方向性】

第5期計画期間中の利用実績や地域移行推進の方針を踏まえ、次の表のとおりとしました。

【地域移行支援・地域定着支援 見込量（月あたり）】

地域移行支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	施設から	0人	0人	1人
	病院から	0人	0人	0人
知的障がい	施設から	1人	1人	1人
	病院から	0人	0人	0人
精神障がい	施設から	0人	0人	0人
	病院から	2人	2人	2人
合計	施設から	1人	1人	2人
	病院から	2人	2人	2人

地域定着支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	0人	0人	1人
知的障がい	利用者数	0人	1人	1人
精神障がい	利用者数	2人	2人	2人
合計	利用者数	2人	3人	4人

【見込量確保のための方策】

当事者のニーズに適切に対応できるよう、施設、病院関係者への制度周知や相談員の研修を充実するとともに、在宅サービスなどの一体的な提供に努めていきます。

また、障がい特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、質的な向上を働きかけていくとともに、積極的な利用を促進していきます。

(2) 障がい福祉サービス以外の活動指標

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場（地域生活支援広域調整会議等事業）を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、行政による重層的な連携による支援体制を構築します。本市では、精神保健福祉関係機関連絡会議を活用して設置した「保健、医療、福祉関係者による協議の場（地域生活支援広域調整会議等事業）」を継続的に開催し、現状分析、地域の課題を共有します。

【活動指標】

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場 見込量（年あたり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加人数	延べ40人	延べ40人	延べ40人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	各1回	各1回	各1回

精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助 見込量（月あたり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援	2人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助	51人	55人	58人
精神障がい者の自立生活援助	1人	2人	3人

【見込量確保のための方策】

精神保健福祉関係機関連絡会議を活用して設置した「保健、医療、福祉関係者による協議の場」を継続的に開催します。

② 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援事業者は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携に努める必要があります。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを中心に、障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

本市においては、基幹相談支援センターを平成25年度に設置しました。相談支援体制の検証・評価を行うとともに、地域の相談支援事業所及び地域の相談機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

【活動指標】

相談支援体制の充実・強化のための取組 見込量（年あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	3回	3回	3回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	1回	1回	1回
地域の相談機関との連携強化	1回	1回	1回

【見込量確保のための方策】

基幹相談支援センターについては、平成25年度に設置しています。

その他の活動指標については、自立支援協議会のケアマネジメント連絡会議及び同会議の研修を活用します。

③ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

研修への参加等により市職員の質の向上に努めます。

報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、運営基準の遵守等によって、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、事業所や関係自治体等と共有します。

障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を関係自治体等と共有します。

【活動指標】

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組 見込量（年あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2回	2回	2回
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	1回	1回	1回

【見込量確保のための方策】

研修については、大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に積極的に参加します。

集団指導や実地指導の機会を通じて、事業所との障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行います。

また、近隣自治体で構成する会議体において、関係自治体との障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有や障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有を行います。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障がい福祉サービスや支援事業とともに、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が障がい者の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けて必要と思われる事業を選び、実施することができます。

本市においては、市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

【事業概要】

	実施事業
必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
任意事業	訪問入浴サービス
	日中一時支援

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【第5期障がい福祉計画 実績】

障がい者団体への委託事業である「社会参加促進事業」等により、啓発の推進、交流の促進に係る事業を実施しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有

【方向性】

令和3年度以降も、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有

② 相談支援事業

事業名	事業の概要
障がい者相談支援事業	障がい者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。また、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業者との連携やネットワークの強化を図り、地域全体の相談支援体制の充実を図ります。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
障がい児等療育支援事業	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第5期障がい福祉計画 実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
障がい者相談支援事業	8か所	8か所	8か所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
障がい児等療育支援事業	1か所	1か所	2か所
住宅入居等支援事業	有	有	有

【方向性・見込量】

令和3年度以降も、相談支援事業を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	8か所	8か所	8か所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
障がい児等療育支援事業	2か所	2か所	2か所
住宅入居等支援事業	有	有	有

③ 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度 利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者等、判断能力が不十分な障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。

【第5期障がい福祉計画 実績（年あたり）】

成年後見制度の利用に要する経費について、補助を受けなければ、その利用が困難である人に対して、後見人等の報酬等必要となる経費を補助しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
成年後見制度利用支援事業 利用者数	5人	8人	10人

【方向性・見込量（年あたり）】

令和3年度以降も、権利擁護のため適切に成年後見制度利用支援事業を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業 利用者数	12人	14人	16人

④ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度 法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた取組を行います。

【第5期障がい福祉計画 実績】

法人後見制度に関する研修等を実施しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
成年後見制度 法人後見支援事業	有	有	有

【方向性】

令和3年度以降も、成年後見制度利用支援事業を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	有	有	有

⑤ 手話奉仕員養成研修事業、意思疎通支援事業、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行う。
意思疎通支援事業 (手話通訳派遣事業、 要約筆記派遣事業、 手話通訳設置事業)	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、手話通訳者の設置を行います。
特に専門性の高い意思 疎通支援を行う者の 養成研修・派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的に、手話通訳者・要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員等の養成研修及び派遣を行います。

【第5期障がい福祉計画 見込量と実績（年あたり）】

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施しました。

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行いました。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数	60人	43人	60人	39人	60人	44人
手話通訳者 派遣事業	利用件数	611件	736件	623件	688件	634件	695件
	利用時間	1,062時間	1,153時間	1,082時間	1,070時間	1,102時間	1,081時間
要約筆記者 派遣事業	利用件数	22件	23件	23件	27件	24件	27件
	利用時間	47時間	47時間	48時間	57時間	49時間	52時間
手話通訳者 設置事業	実設置数	3人	3人	3人	3人	3人	3人

【方向性・見込量（年あたり）】

第5期計画期間中の利用実績や手話言語条例施行に伴う周知啓発の取組等を参考に次の表のとおりとしました。

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（手話通訳者養成研修事業及び要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業）、派遣事業（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業）については、大阪府との共同実施により各事業の担い手の確保を図ります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数	46人	48人	50人
手話通訳者 派遣事業	利用件数	707件	719件	731件
	利用時間	1,100時間	1,118時間	1,137時間
要約筆記者 派遣事業	利用件数	28件	29件	30件
	利用時間	54時間	56時間	58時間
手話通訳者 設置事業	実設置数	3人	3人	3人

これ以降は、「特に専門性の高い意志疎通支援を行う者」の養成研修・派遣事業				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者 養成研修事業	合格者数	20人※	20人※	20人※
	修了者数	15人※	15人※	15人※
要約筆記者 養成研修事業	合格者数	5人※	5人※	5人※
	修了者数	10人※	10人※	10人※
盲ろう者向け 通訳・介助員 養成研修事業	登録者数	30人※	30人※	30人※
失語症者向け意 思疎通支援者 養成研修事業	登録者数	10人※	10人※	10人※
手話通訳者 派遣事業	利用件数	707件	719件	731件
	利用時間	1,100時間	1,118時間	1,137時間
要約筆記者 派遣事業	利用件数	28件	29件	30件
	利用時間	54時間	56時間	58時間
盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業	利用件数	350件	375件	400件
	利用時間	1,400時間	1,500時間	1,600時間
失語症者向け意 思疎通支援者 派遣事業	利用件数	0件	0件	0件
	利用時間	0時間	0時間	0時間

注) ※の見込値については、大阪府全体の値です。

⑥ 日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等の日常生活が安全・円滑に行われるための用具を給付・貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

用具の種類	主な内容
介護・訓練支援用具	介護用ベッドや特殊マットなど、障がい者の身体の保護や負担を軽減する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器やパルスオキシメーターなど、障がい者の在宅療養等を支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

【第5期障がい福祉計画 見込量と実績（年あたり）】

全体として、横ばいの傾向となっており、計画を下回っています。情報・意思疎通支援用具の計画と実績の値が乖離している理由として、点字新聞を1部1件と計算したことにより、定期購読者のわずかな変動で大きく値が変動したことが挙げられ、算出方法の見直しが必要です。ストーマ用装具などの「排泄管理支援用具」については、計画を下回るものの増加傾向は続いています。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
介護・訓練支援用具	42件	32件	42件	30件	44件	35件
自立生活支援用具	145件	108件	157件	102件	166件	96件
在宅療養等支援用具	147件	101件	162件	93件	174件	86件
情報・意思疎通支援用具	947件	651件	953件	549件	959件	534件
排泄管理支援用具	7,626件	6,201件	7,741件	6,472件	7,857件	6,666件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	14件	10件	14件	12件	14件	10件

【方向性・見込量（年あたり）】

第5期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

情報・意思疎通支援用具のうち、点字新聞の算出方法を1部1件から定期購読1人1件に変更しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	36件	37件	38件
自立生活支援用具	96件	96件	96件
在宅療養等支援用具	86件	86件	86件
情報・意思疎通支援用具	95件	97件	99件
排泄管理支援用具	6,866件	7,072件	7,284件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	10件	10件	10件

⑦ 移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援事業	外出が困難な全身性障がいのある人、知的障がい者、精神障がい者等に対して、外出の際の移動を支援します。

【第5期障がい福祉計画 見込量と実績（年あたり）】

移動支援事業は、利用者数・利用量ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
移動支援 事業	利用者数	1,119人	1,117人	1,124人	1,101人	1,130人	1,127人
	利用量	159,270時間	151,202時間	160,364時間	148,144時間	161,465時間	158,336時間

【方向性・見込量（年あたり）】

第5期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

ニーズの把握や利用状況などを勘案し、障がいの特性に応じた適切なサービスの提供に努めるとともに、職員の確保・研修を通じた質の向上などを事業所に働きかけていきます。

移動支援事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい	利用者数	231人	232人	233人
	延べ利用量	32,841.5時間	33,067時間	33,294時間
知的障がい	利用者数	763人	766人	771人
	延べ利用量	108,622時間	109,368時間	110,119時間
精神障がい	利用者数	69人	70人	70人
	延べ利用量	9,891時間	9,959時間	10,027時間
障がい児	利用者数	56人	56人	56人
	延べ利用量	7,915.5時間	7,940時間	8,025時間
合計	利用者数	1,119人	1,124人	1,130人
	延べ利用量	159,270時間	160,334時間	161,465時間

⑧ 地域活動支援センター事業

事業名	事業の概要
基礎的事業	地域で生活する障がい者の日中活動の場として、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。
機能強化事業	障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターの機能を充実強化するもので、本市における実施内容は次のとおりです。 Ⅰ型：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための普及啓発等の事業 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施する事業 Ⅲ型：創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進する事業

【第5期障がい福祉計画 見込量と実績】

地域活動支援センターは、利用者数・利用量ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
I型	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	利用者数	158人	183人	166人	186人	174人	189人
II型	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	利用者数	194人	155人	202人	155人	210人	155人
III型	実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	利用者数	38人	36人	38人	39人	38人	39人
合計	実施箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	利用者数	390人	374人	406人	380人	422人	383人

【方向性・見込量】

第5期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型	実施箇所数	2か所	2か所	2か所
	利用者数	192人	195人	198人
II型	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	152人	149人	146人
III型	実施箇所数	5か所	5か所	5か所
	利用者数	40人	41人	42人
合計	実施箇所数	8か所	8か所	8か所
	利用者数	384人	385人	386人

⑨ 在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス【任意事業】

事業名	事業の概要
在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス	在宅の重度身体障がい者等で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に、自宅を訪問し、入浴のサービスを行います。

【第5期障がい福祉計画 見込量と実績（年あたり）】

計画を下回るものの、増加傾向にあります。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
訪問入浴サービス	977件	874件	1,074件	903件	1,182件	933件

【方向性・見込量（年あたり）】

第5期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	964件	996件	1,029件

⑩ 日中一時支援【任意事業】

事業名	事業の概要
日中一時支援	在宅の障がい者等を日常的に介護する家族等の一時的な負担軽減を図るため、日中において、障がい者等に活動の場を提供し、介護や見守りなどの必要な支援を行います。

【第5期障がい福祉計画 見込量と実績（年あたり）】

ほぼ横ばいで推移しており、計画を下回っています。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
日中一時支援	20,716単位	17,217単位	20,923単位	17,388単位	21,132単位	17,561単位

※単位：1回の利用が4時間以内の場合は1単位、4時間を超え8時間以内は2単位、8時間を超える場合は3単位。

【方向性・見込量（年あたり）】

第5期計画期間中の利用実績を参考に次の表のとおりとしました。

介護者の負担軽減や医療的ケアが必要な障がい者等、重度の障がい者へのサービス提供体制の充実を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	17,735単位	17,911単位	18,089単位

第4章 障がい児福祉計画



Ⅰ 成果目標

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

平成24年4月から児童発達支援センターとして高槻市立療育園及び高槻市立うの花療育園を設置しており、平成26年6月からは両施設で保育所等訪問支援の事業も開始しております。引き続き中核的な役割を果たす施設として、いっそうの活用を図ります。

ア 児童発達支援センターの設置

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】
児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【成果目標】

	令和5年度
児童発達支援センター	設置済

イ 保育所等訪問支援（※）の充実

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【成果目標】

	令和5年度	考え方
保育所等訪問支援※1	設置済	児童発達支援センターが主体となり実施する

※1 保育所等訪問支援：保育所等（保育所、幼稚園、小学校等の集団生活を営む施設）を利用中、又は今後利用する予定の児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が訪問し、集団の中で安定した生活が出来るよう支援するもの。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数

重症心身障がい児は 103 名(令和元年 7 月1日時点:大阪府調べ)で、その内 95 名の方が在宅で生活されています。目標数値については、障がい児通所支援の支給状況及び利用実績等を踏まえ、令和5年度末までに児童発達支援事業所を1か所以上、放課後等デイサービス事業所を2か所以上確保することを目標として設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【大阪府の基本的な考え方】

令和元年度時点の大阪府の重症心身障がい児の数に占める各市町村の重症心身障がい児の数で按分した数値を参考に、各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえ、市町村ごとに目標を設定する。

【成果目標】

	令和5年度	考え方
児童発達支援事業所	1 か所以上	定員 5 名の事業所
放課後等デイサービス事業所	2 か所以上	

③ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

重症心身障がい児者地域ケアシステムや障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会のワーキング等、また、大阪府から提供される「医療的ケア児」の実態把握のための調査要項等の各種支援ツールを活用することなどにより、令和5年度末までに関係機関の協議の場を設置し、関係機関の協議を進めます。また、コーディネーターについては、地域における医療的ケア児のニーズやコーディネーターの役割の把握、また、必要に応じた関係機関との調整等に努めます。

【国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【成果目標】

	令和5年度
関係機関の協議の場	令和5年度末までに、自立支援協議会等を活用し、関連分野の支援を調整するコーディネーターを、福祉関係・医療関係の各1名配置の上、関係機関の協議の場を定期的開催する

2 障がい児福祉サービス等の見込量

(1) 障がい児通所支援・居宅訪問型児童発達支援

① 障がい児通所支援

サービス名	サービス概要
児童発達支援	就学前の児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童について、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童について、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【第1期障がい児福祉計画 実績（月あたり）】

利用者数及び利用量ともに概ね毎年度増加しており、特に利用量では平成30年度から令和元年度の間で、児童発達支援は10.5%増加、放課後等デイサービスは12.6%増加しています。また、保育所等訪問支援は制度周知の進展と実施事業所数の増加とともに利用量も増加しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
児童発達支援	利用者数	589人	651人	719人
	利用日数	2,637人日	2,959人日	3,320人日
医療型児童発達支援	利用者数	47人	50人	53人
	利用日数	303人日	262人日	227人日
放課後等デイサービス	利用者数	769人	866人	975人
	利用日数	5,608人日	6,097人日	6,627人日
保育所等訪問支援	利用者数	8人	10人	13人
	訪問回数	18回	37回	41回

【見込み・方向性】

過去の利用実績、市内の事業所数及び定員の増減などを勘案し算出しました。

【見込量（月あたり）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	752人	827人	910人
	利用日数	3,438人日	3,747人日	4,085人日
医療型 児童発達支援	利用者数	50人	50人	50人
	利用日数	264人日	264人日	264人日
放課後等 デイサービス	利用者数	1,056人	1,144人	1,239人
	利用日数	7,115人日	7,638人日	8,199人日
保育所等 訪問支援	利用者数	15人	17人	19人
	訪問回数	45回	49回	53回

【見込量確保のための方策】

国等の方針や動向を踏まえながら、広く情報提供を行うこと等により、多様な事業者の参入や既存事業者の事業拡充を促進していきます。

サービスの利用促進に向けて、引き続き制度の周知等を図ります。

事業所連絡会等を通じて、適切な支援の提供や事業運営ができるよう情報交換や、市内事業所を訪問し、支援内容の把握に努めるなど、「療育の質の確保」に取り組めます。

② 居宅訪問型児童発達支援

サービス名	サービスの概要
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等のため、外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

【第1期障がい児福祉計画 実績（月あたり）】

対象者が限定的であり、かつ訪問看護と対象者が重複するため、利用相談・実績ともない状況となっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人
	訪問回数	0回	0回	0回

【見込量（月あたり）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	1人	2人	2人
	訪問回数	1回	2回	2回

【見込量確保のための方策】

引き続き、重度障がい児等のニーズ把握などを行いつつ、事業の展開に向けて、事業者などとの調整を図ります。

対象者や事業内容などを踏まえ、事業所などと適正な利用・サービスの提供を検討していきます。

(2) 障がい児相談支援

① 障がい児相談支援

サービス名	サービス概要
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児またはその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、「障がい児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障がい児支援利用計画」を作成します。

【第1期障がい児福祉計画 実績（月あたり）】

平成27年度から、障がい児通所支援を利用するすべての方に「障がい児支援利用計画（児童発達支援利用計画）」の作成が必要となった結果、利用者数は、一旦増加しましたが、障がい児とその保護者の置かれた状況に応じた、保護者自身が作成する障がい児支援計画（セルフプラン）の導入が進展したこともあり、減少傾向となっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
障がい児相談支援	利用者数	142人	131人	121人

【見込量（月あたり※）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	利用者数	142人	145人	149人

※年度の障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助の延べ利用者数を12月で除算したものです。

【見込量確保のための方策】

障がい児とその保護者の状況に応じて、障がい児相談支援の積極的な導入を行います。広く情報提供を行うこと等により、多様な事業者の参入を促進していきます。

大阪府が実施する従事者養成講座等について、市内事業者への情報提供や受講の促進を行います。

障がい児相談支援事業所連絡会等を通じ、事業者間や関係機関との連携体制の強化を図り、事業の実施のために必要な情報を共有するとともに、知識技術の向上を図るなど、人材育成等による質の向上に努めます。

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	令和5年度末までに、自立支援協議会等を活用し、関連分野の支援を調整するコーディネーターを、福祉関係・医療関係の各1名配置の上、関係機関の協議の場を定期的開催します。

【見込量確保のための方策】

地域における医療的ケア児のニーズやコーディネーターの役割の把握、また、必要に応じた関係機関との調整等について、自立支援協議会等を活用し、定期的実施するよう努めます。

(3) 発達障がい者等に対する支援

事業名	概要
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施等	保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムや、ペアレントメンター・ピアサポートといった当事者同士の共助の場の充実を図ります。

【見込量（年あたり）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数	10人	20人	30人
ペアレントメンター	年度末時点人数	1人	2人	3人
ピアサポート活動	参加人数	5人	10人	15人

【見込量確保のための方策】

支援の対象となる保護者のニーズ把握に努めるとともに、支援プログラムの実施時期・規模・頻度について検討を進めます。

また、大阪府からの派遣によるペアレントメンターの活用やピアサポート活動参加者の募集について検討するとともに、本市独自のペアレントメンターの養成を目指します。

3 主な子育て支援サービス

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づいて策定された『第2次高槻市子ども・子育て支援行動計画』との調和を保ちつつ、子育て・子育ての支援に関する施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

『第2次高槻市子ども・子育て支援行動計画』において掲げた幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する定量的な見込みのうち、本計画期間内にあたる令和3年度から令和5年度の利用量の見込みについて掲載します。

【第2次高槻市子ども・子育て支援行動計画における月あたりの見込】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定	2号幼稚園希望含む	4,504人	4,298人	4,243人
2号認定	上記以外	3,369人	3,216人	3,174人
3号認定	1・2歳	2,736人	2,681人	2,978人
	0歳	588人	583人	578人
時間外保育事業（延長保育事業）		4,038人	3,904人	3,873人
放課後児童健全育成事業（低学年）		3,362人	3,415人	3,282人
乳児家庭全戸訪問事業 （こんには赤ちゃん事業）		2,585人	2,562人	2,541人
養育支援訪問事業		275人	275人	275人
地域子育て支援拠点事業		18か所	18か所	18か所
一時預かり事業 ＜認定こども園、幼稚園在園児＞		192,213人	183,453人	181,071人
一時預かり事業＜認定こども園、保育所、つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業（在園児以外）＞		35,595人	35,003人	34,881人

【子ども・子育て支援等の利用ニーズ】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児数	2,376人	2,725人	3,501人

※児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の支給決定者数見込値（重複支給決定者含む）

第5章 関連事項



国の基本指針や大阪府の基本的考え方で示された基本的理念及び障がい福祉サービス・障がい児支援・相談支援の提供体制の確保に必要な以下の事項について、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施に向けて取り組めます。

① 障がい者等に対する虐待の防止

- ・虐待通報時の速やかな安全確認・事実確認及び終結に至るまでの適切な対応
- ・相談支援専門員等による早期発見と市との連携
- ・虐待事案の再発防止に向けた発生要因の分析・検証の実施及び虐待防止ネットワークへの報告
- ・メール等の活用や閉庁時の対応及び警察等との連携による相談・通報体制の充実

② 障がい福祉人材の確保

- ・従事者研修費補助金を活用した障がい福祉人材の育成
- ・障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報

③ 障がい者の社会参加を支える取組・ニーズや実情の把握

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備の計画的推進
- ・利用者や障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情の把握

④ 基幹相談支援センター等における相談支援体制の構築

- ・相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
- ・主任相談支援専門員の計画的確保・活用に向けた取組
- ・障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の地域生活への移行に向けた、福祉サービス等の調整並びに児童相談所との連携

⑤ 自立支援協議会の活用

- ・施設や入院からの地域移行に必要な福祉施設等の支援に係るニーズの把握
- ・障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善
- ・居住支援協議会との連携に向けた取組
- ・発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携に向けた取組

⑥ 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・障がいを理由とする差別の解消に関する相談体制の充実

⑦ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ・保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小中学校、特別支援学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の緊密な連携や協力体制の構築
- ・就学時・卒業時の支援の円滑な引継ぎやライフステージに応じた対応力強化
- ・難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施や関係機関との連携

⑧ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障がい児や医療的ケア児の人数及びニーズの把握、支援体制の充実
- ・新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援
- ・医療的ケア児支援の協議の場を活用した、総合的かつ包括的な支援体制の構築や社会資源の開発・改善に向けた取組

第6章 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

① サービス提供体制の整備に向けて

障がいのある人のニーズに応え、適切なサービスが提供されるよう、各事業者・機関などと連携し、必要に応じ「ケア会議」の開催を支援します。

また、障がい福祉サービスの質の向上を図るため、大阪府が実施する各種研修などへの参加・参画などを事業者に働きかけていきます。

さらに、地域生活支援事業については、利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・情報提供などに努めます。

② 相談窓口・支援ネットワークの整備・充実

障がいのある人が、身近な所で、福祉制度や障がい福祉サービスなどについての情報を得たり発信したりできるよう、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、サービスの利用に際して自己選択・自己決定ができるよう、相談支援事業者のさらなる確保と連携の強化を図り、スキルアップや情報提供など質的な充実を促進します。

また、障がいのある人自身のエンパワメントを活かし、自立と社会参加をよりいっそう進めるため、障がいのある人同士や家族同士の交流の場・機会を充実するなど、ピア活動やピアサポートの拡充を支援します。

また、障がい特性や当事者のニーズなどに適切かつ的確に応えられるよう、「高槻市自立支援協議会」の各ワーキングの運営の充実を努めます。

③ 関係各課・関係機関・関係団体等との連携

障がい者・子ども・高齢者など、『高槻市に住むすべての人々が夢を育み 安心して暮らせる 自治と共生のまちづくり』の実現に向けた地域福祉推進の理念、また障がい児者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障がい福祉と介護保険制度の両方の制度に新たに共生型サービスの位置づけがされて

いることなどから、障がい者施策全般の取組を円滑に推進するため、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、各分野の関係各課、関係機関・団体、当事者、関係者等との連携を強化します。

また、市職員の「障がい」に関する理解を高め、障がいのある人の生活に関する対応をよりいっそう充実するため、研修や情報共有などについて関係課との連携を図ります。

(2) 計画の進行管理

① 計画の点検・評価

本計画の進捗状況については、活動指標として設定した各分野におけるサービス量等の把握を行った上で、成果目標の進捗状況やその背景等について分析し、成果目標の達成に向けた今後の取組の検討を行うものとします。

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組に反映する（Action）、というPDCAサイクルの考え方にに基づき、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

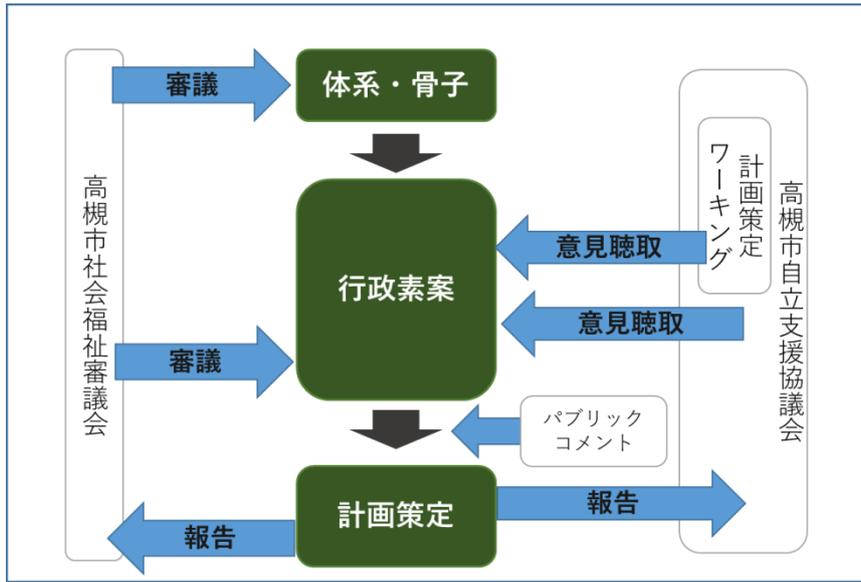
② 計画の広報・周知の充実

計画の進捗状況については、「高槻市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会」、「高槻市自立支援協議会」へ報告するとともに、情報の共有化を図り、施策のいっそうの充実に努めます。

また、広く市民に周知し、幅広い市民意見の把握に努めるとともに、障がいに関する市民の理解を深め、障がい者の社会参加を促進するため、さまざまな機会や場において周知・啓発活動を進めます。

参 考 資 料

I 策定体制と経過



附属機関

- 高槻市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会
令和2年7月30日 策定スケジュールの説明
- 令和2年8月28日 骨子の審議
- 令和2年11月12日 計画素案の審議
- 令和3年2月12日 パブリックコメントの結果報告

◎：会長 ○：職務代理者

氏 名	所属等	選出区分
吾妻 義久	高槻市民生委員児童委員協議会	学識経験
伊藤 義治	高槻市障害児者団体連絡協議会	学識経験
猪瀬 優子	高槻市障害児者団体連絡協議会	学識経験
尾崎 貞宣	高槻市歯科医師会	学識経験
甲斐 隆志	高槻市議会	議会選出
玉井 浩	大阪医科大学	学識経験
新美 英代	高槻商工会議所	学識経験
○ 畑 秀春	高槻市社会福祉協議会	社会福祉
彦坂 誠	高槻市医師会	学識経験
◎ 松村 人志	大阪薬科大学	学識経験
森田 耕平	高槻市民間社会福祉施設連絡会	社会福祉

関係機関との意見交換の場

○高槻市自立支援協議会 全体会議

- 令和2年7月14日 策定スケジュールの説明・計画策定ワーキング設置の承認
- 令和2年11月2日 計画素案に対する意見聴取
- 令和3年2月2日 パブリックコメントの結果報告

○高槻市自立支援協議会 計画策定ワーキング

- 令和2年8月21日 策定スケジュール、国指針の概要説明、前計画の成果目標の検証
- 令和2年9月4日 成果目標の確認、障がい福祉サービス等の活動指標の確認
- 令和2年9月18日 地域生活支援事業の見込量の確認
- 令和2年10月2日 成果目標の確認、障がい福祉サービス以外の活動指標の確認
- 令和2年10月23日 計画素案に対する意見交換

障がい当事者・障がい児者団体へのアンケート

- 令和元年12月～令和2年1月 当事者（障がい者・障がい児）対象アンケート調査
- 令和2年7月 障がい福祉サービス等提供法人・事業所調査
- 令和2年8月～令和2年9月 障がい児者団体対象アンケート調査

パブリックコメント

- 令和2年12月21日～令和3年1月20日
- 募集方法 郵送、FAX、高槻市ホームページ、持参
- 意見数 45件

2 用語解説

《あ行》

■アウトリーチ

生活課題を抱えているにもかかわらず支援が届かない人に対して、支援機関や団体などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるような活動。

■医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為。

■意思決定支援

知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等で自己決定に困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員等が行う支援の行為及び仕組み。

■インクルーシブ

日本語では「包み込むような」「包摂的な」と訳される形容詞。それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにするため、誰も排除せず、一人ひとりを社会の構成員として取り込む「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）として使われることが多い。

■インクルージョン

教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

■エンパワメント

自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、その人の力を高めていくという理念。

■屋内信号装置

音が聞こえない人に対して日常生活の物音を光や振動に変えて知らせる機器。

《か行》

■基幹相談支援センター

障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。

■協働

相互に特性を認めあい、それぞれの役割と責任を果たしながら、共通する社会的課題の解決や目的の実現に向けて、各種事業の実施、サービスの提供を行うなどの関係。

■強度行動障がい

他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現している状態で、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態のこと。

■くらしごとセンター

市福祉相談支援課に設置された窓口の名称。仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている人に対して、相談支援員や就労支援員が各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行う。

■権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとするさまざまな権利を保護すること。

■高次脳機能障がい

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状がある。

■ケアマネジメント連絡会議（自立支援協議会内）

高槻市自立支援協議会に設置された会議の一つで、多職種連携により地域課題を抽出するための協議・検討を行う。障がい児者相談支援事業所の相談支援専門員等により構成される。

■合理的配慮

障がい者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。

障害者差別解消法において、国や自治体には法的義務、民間事業者には努力義務が規定されている。

■心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。

《さ行》

■サービス等利用計画

障がい福祉サービスの申請にあたって、相談支援専門員が障がい児者の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容その他の事項を記載する。

■サテライト型グループホーム

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提としてユニットなど一定の設備基準を緩和した一人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組み。

■災害時要援護者

災害対策基本法における避難行動要支援者と同義。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

■施設コンフリクト

社会福祉施設の新設などにあたり、その存立が地域社会の強力な反対運動に遭遇して頓挫したり、あるいはその存立の同意と引き換えに大きな譲歩を余儀なくされたりする施設と地域の間での紛争事態のこと。

■児童発達支援センター

福祉型児童発達支援センターは、障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設。

医療型児童発達支援センターは、障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設。

■市民公益活動サポートセンター

平成15（2003）年3月に市民公益活動促進のための環境整備の一つとして、また、ボランティアやNPO活動などを促進するための中間支援組織として開設した市民公益活動推進の拠点施設。NPOの立ち上げから活動基盤強化に至る支援や、公益活動に関する市民への情報提供を行い、行政・地域団体との協働を図りつつ、社会課題の解決のため、市民公益活動団体の活動促進に向けた事業を行う。

■市民後見人

本人と親族関係等がない一般市民で、社会貢献のために市民後見人養成講座を受講し、成年後見に関する知識を身につけ、成年後見人として家庭裁判所から選任された人。

■社会福祉士

国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がい、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供、または医師や保健医療サービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。

■重症心身障がい児

児童福祉法上、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している状態にある児童・生徒。

■住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障がい者、子ども（高校生相当まで）を養育している者、保護観察対象者などの住宅の確保に特に配慮を必要とする者。

■集団指導

福祉サービス事業者がサービス事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として講習会等を実施するもの。

■手話言語条例

手話及びろう者に対する理解及び手話の普及の促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づく施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が互いに尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目的として制定。

■手話通訳者・手話奉仕員

手話通訳者は、それぞれの都道府県等で認定された手話通訳をする人。主に都道府県等が認定した民間機関（全国手話研修センター）が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格することが条件で、試験に合格した後、都道府県の独自審査に通過することで「都道府県認定の手話通訳者」になることができる。

手話奉仕員は、市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人。手話奉仕員養成講座は入門課程と基礎課程に分かれており、基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員と登録される。

■障がい支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障がい福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。

■障がい児者相談支援事業所

障がいを抱える人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活の中で感じる、不安なこと、困りごとや福祉に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供、助言や必要な援助を行う相談窓口。

■障がい者虐待防止・差別解消連絡会議

高槻市自立支援協議会に設置された会議の一つ。障がい者虐待や障がい者差別解消に関する意見交換の場。

■障害者法定雇用率制度（法定雇用率）

障がいのある人の雇用を促進するため、「障害者雇用促進法」に基づき、一般の民間企業や国・地方公共団体などに対して、雇用している労働者総数に占める障がいのある人の割合を定め、それ以上の雇用を目指す制度。未達成の事業者には、納付金（罰則金）の支払いや「雇用計画」の作成を義務づけ、場合によっては厚生労働大臣による事業者名の公表などがある。

■障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。平成25（2013）年4月施行。国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。

■情報アクセシビリティ

高齢者・障がい者が、情報通信機器、ソフトウェア及び（これらによって実現される）サービスを支障なく操作または利用できる機能。

■ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がいのある人の就労を援助するため、仕事の手順を覚えるための支援を行ったり、その後も定期的に職場訪問をして職業生活についての相談、アドバイス等を行う援助者のこと。

■自立支援医療（精神通院）

通院による精神医療を続ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度。

■自立支援協議会

障がい児者、家族または介護者等が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉事業所等が参加しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障害者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。

■自立支援審査支払等システム

障害者自立支援給付における障がい福祉サービス等の提供にあたって、事業所が請求した情報に基づき、国保連合会が受付、点検、審査等を経て市町村へ請求し、事業所へ報酬等が支払われる仕組み。

■身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に基づき、一定程度以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されるもの。法によるサービス等を受けるためには、手帳の交付を受けていることがその前提となっている。

■スクールソーシャルワーカー（SSW）

学校だけの取組だけでは解決が難しいケースに対し、社会福祉等の専門的な知識やスキルを活用しながら働きかけ、課題の解決に向けて学校や児童生徒を支援する専門職。

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

■精神障がい者保健福祉手帳

精神障がいのある人の社会復帰・自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を持つ人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がい者のケアにも応用したもの。

■精神保健福祉士

国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神上の障がいがある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練、または保健医療、障がい福祉、地域相談支援等に関するサービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。

■成年後見制度

認知症、知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。なお、申立てを行う者がいない場合、市町村長に申立て権が付与されている。

■セルフプラン

本人や家族、支援者が作成するサービス等利用計画のこと。

■相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がい者の全般的な相談支援を行う人。

《た行》

■高槻市精神保健福祉関係機関連絡会議

精神疾患患者、精神障がい者が地域で安心した生活が営めるよう、医療機関や福祉関係機関など地域の精神医療保健福祉に関わる関係機関が参加し、相互調整や情報交換等を行う。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する協議の場として活用し、連携強化及び相談支援の充実を図る。

■高槻市バリアフリー基本構想

高齢者・障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関・道路・建築物等の一体的な整備を推進し、誰もが安全にかつ安心してまちを移動し、施設が利用できるバリアフリー化された都市の実現をめざし、交通バリアフリー法に基づき策定した基本構想。現構想は平成29（2017）年に改定。

■地域共生社会

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

■地域子育て支援拠点（つどいの広場・子育て支援センター）

地域の子育て支援の拠点として、主に乳幼児（0～3歳）と子育て中の親が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流などを行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。

■地域相談支援

障がい者の地域生活の移行・継続を支えるための障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス。施設に入所している障がい者などが地域生活に移行できるようにするために必要な支援を行う「地域移行支援」、単身で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制や緊急の事態等に相談ができるようにするための「地域定着支援」の2種類がある。

■地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制。

■地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が、高齢者等への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点。市内12箇所に設置。

■地区コミュニティ

地域において、自治会をはじめ福祉団体・教育団体などの多くの組織・団体が地域で相互に関連を持ちながら活動するため、これらのコミュニティ活動をネットワーク化することを目指して組織された団体。現在、市内には全市域を網羅する32の地区コミュニティがあり、よりよい地域づくりのためにさまざまな活動をされている。

■地区福祉委員会

社会福祉協議会活動を実践する組織で、概ね小学校区をエリアとして地域の福祉ニーズを掘り起こし、そこに住む「すべての住民が安心して暮らせるまちづくり」の推進役であり、住民自らの知恵と力を出し合って活動を行う。

■特別支援学校（支援学校）

障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

■特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点のもと、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

《な行》

■内部障がい

身体障害者福祉法に定める心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸機能障がい、ぼうこうまたは直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの総称。

■二次避難所（福祉避難所）

災害救助法が適用される場合等の大規模な地震・風水害等の自然災害が発生した場合に、指定避難所である小中学校等に設置される福祉避難スペースでの避難生活が困難な避難行動要配慮者のために、日常生活上の生活支援等の体制が整った避難所として、災害発生後に開設するもの。

■乳幼児健康診査

母子保健法に基づいて、市町村が乳幼児に対して行う健康診査。発育状況・栄養状態・病気や異常の有無などを確認する。

■ノーマライゼーション（normalization）

高齢者や障がいのある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、一般社会の中でごく普通の生活がおくれるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（普通）だという考え方。

《は行》

■8050問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。

■発達障がい

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がいのこと。いくつかのタイプに分類されており、自閉症スペクトラム障がい（ASD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などが含まれる。発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」と定義されている。

■バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア（障壁）や、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア（資格・免許取得を制限する欠格事項など）、また心理的なバリア（偏見など）の除去という意味。広義には、高齢者や障がい者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

■伴走型支援

社会復帰や生活再建をめざす人に対して、本人に寄り添いながらその時々状況に対応した支援を行うこと。

■ピアサポート

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」）が、体験を語り合い、回復をめざす取組。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、さまざまな分野に広がっている。

■福祉的就労

一般企業等への就労が困難な障がいのある人が、福祉的な配慮のもとに障がい福祉サービス事業所などで工賃収入を得て働くこと。

■福祉のまちかど相談

地区福祉委員会などの団体が地域の拠点ごとに設置する身近な相談窓口。ボランティアなどが相談を受け、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や専門機関などへの紹介を行う。

■ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特徴を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

■ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

■ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

■法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた取組。

■ボランティア・市民活動センター

だれもが自分のできる範囲でボランティア活動に参加できるよう、環境整備を行うとともに、各種講座の開催やグループ・活動の紹介、福祉制度・活動に関する情報の提供を行っており、いつでもだれもが気軽に立ち寄れるボランティア・市民活動の拠点。

《ま行》

■民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受け、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

《や行》

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■ 要約筆記

意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。

《ら行》

■ ライフステージ (life stage)

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな人生の段階を表す言葉。

■ リハビリテーション (rehabilitation)

障がいのある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」をその理念とする。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどの分野がある。

■ 療育手帳

知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として交付されるもの。

《アルファベット》

■ NPO (Non-Profit Organization)

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体。

■ SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)

平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

■ SNS (Social Networking Service)

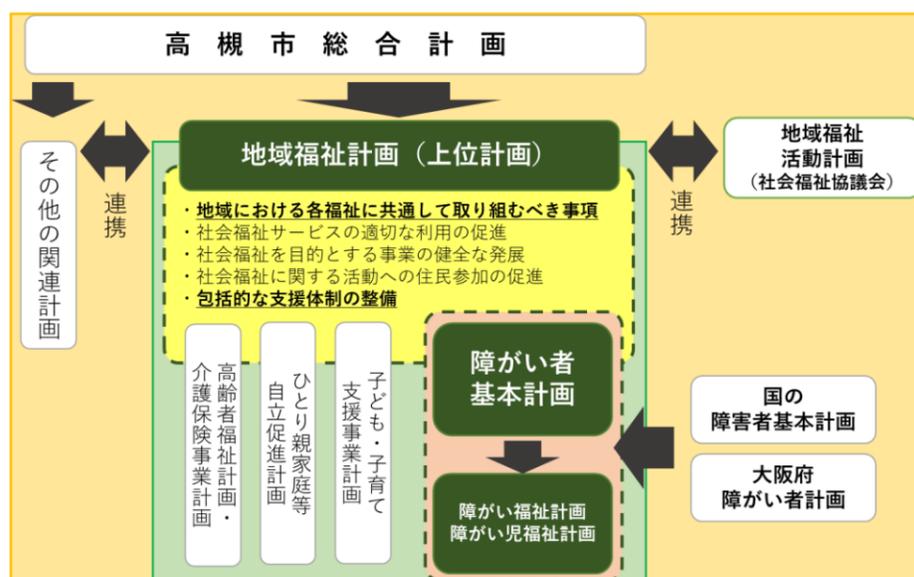
人と人とのつながりの場を提供するインターネット上のサービス。代表的なものとして、Facebook（フェイスブック）、twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）、LINE（ライン）などがある。

第2次高槻市障がい者基本計画の概要

第1章 計画の基本方向

1 計画の策定にあたって

- » 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」
- » 高槻市障がい者基本計画（以下、「前計画」という。）を引き継ぐとともに、改正社会福祉法に基づき、上位計画である地域福祉計画と調和を図り、地域共生社会の実現を目指します。
- » 計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。
- » 国の動向や最新の知見に基づき、感染症の流行への対応を図っていきます。



2 計画の理念

【基本理念】※地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と共通

高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる 自治と共生のまちづくり

- » 人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る「地域共生社会」を実現に向け、推進します。

【施策展開の基本的な方向性】※前計画の基本的方向性を継承します

1. 個人としての尊厳の尊重

障がい者の主体性が尊重され、相談支援の充実、権利擁護・啓発の推進、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図ります。

2. 地域における生活支援の充実

障がい者が住みなれた地域で安心して生活をおくることができる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

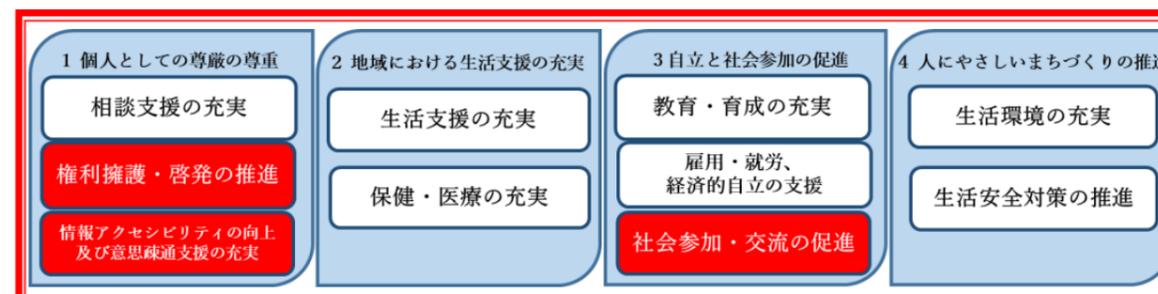
3. 自立と社会参加の促進

障がい者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、教育・育成の充実、雇用・就労、経済的自立の支援、社会参加・交流の促進を図ります。

4. 人にやさしいまちづくりの推進

障がい者が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。

【施策展開】※国の施策方向との整合性を踏まえ、10の施策展開を設定



前計画からの変更点

1. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

心のバリアフリー化の推進、アクセシビリティの向上、意思疎通支援者の養成が必要のため

2. 権利擁護・啓発の推進

権利擁護に関する周知・啓発活動の充実が必要のため

3. 社会参加・交流の促進

文化芸術・スポーツ振興に係る施策の充実が必要のため

第2章 障がい者を取り巻く状況

障がい者の状況、障がい者施策の実施状況、障がい当事者・障がい児者団体に対するアンケート結果などから、今後の施策推進に向けた課題を整理しています。

第3章 施策展開の方向性と取組

4つの施策展開の基本的な方向性及び10の施策展開項目に沿って、計画を推進するために本市が取組む事業をまとめています。

施策展開の方向性	施策展開	今後の施策推進に向けた課題	施策展開の方向性と取組
個人としての尊厳の尊重	相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体としての相談支援体制の充実 ○ 制度の狭間にある人への支援、複合的な課題を抱える世帯の多様なニーズへの対応 ○ 相談支援事業所の運営安定化や相談支援専門員数の増加、質の向上 ○ ピア活動（当事者活動）の周知や内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門的な相談支援体制の充実 ② 障がい児の相談支援体制の充実
	権利擁護・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる機会を通じた周知・啓発による法制度や障がい者理解の促進 ○ 成年後見制度、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ○ 障がい児者に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応 ○ 障がい者自身による意思決定の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ① 権利擁護事業の推進 ② 各種啓発の推進
	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい特性に応じた情報アクセシビリティの向上 ○ 多様な媒体による防災情報の発信、避難生活における合理的配慮の提供 ○ 手話通訳者の養成、手話や聴覚障がいへの理解 	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報アクセシビリティの向上 ② 意思疎通支援の充実
地域における生活支援の充実	生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉計画における利用見込量等に沿った社会資源の整備や人材の確保・育成 ○ グループホームの確保、地域移行後の継続的な相談支援や生活支援の円滑な実施 ○ 各ライフステージに関わるあらゆる分野の連携強化 ○ 発達障がい・高次脳機能障がい・医療的ケア・難病・強度行動障がいのある本人や家族に対する継続的な相談支援、福祉サービス等の支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスの充実 ② サービスの提供体制の整備
	保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健や療育に関する保健、医療、福祉等、専門分野を超えた連携強化 ○ 医療機関における障がい特性の理解の促進 ○ 発達課題、障がい、疾病等の早期発見のため、乳幼児健康診査の高い健診受診率の維持、精度管理や医療機関等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健医療体制の充実 ② 医療費に係る経済的助成・負担軽減
自立と社会参加の促進	教育・育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 切れ目のない一貫した相談支援、サービスを継続して提供できる体制の確保 ○ 学校等における教職員や障がいのない児童や保護者の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 療育・障がい児支援の充実 ② 特別支援教育の充実
	雇用・就労、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労移行支援や就労定着支援などの効果的な施策の実施 ○ 企業や一緒に働く人の理解促進や雇用環境の整備、就労定着・離職の防止 ○ 福祉的就労の場における工賃の底上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般就労・障がい者雇用の推進 ② 福祉的就労機会の確保
	社会参加・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者が気軽に通いやすい居場所づくり ○ 障がい者の文化芸術に関する表現の場や創作・発表の機会の確保に繋がる取組、障がい者スポーツの振興に関する取組の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 移動・外出支援の充実 ② 交流の促進 ③ 文化芸術・スポーツの振興
人にやさしいまちづくりの推進	生活環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った施策推進 ○ 「高槻市バリアフリー基本構想」に基づく取組の推進 ○ 地域での福祉活動を担う人材の確保、地域で活動する各団体の連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における福祉活動等の推進 ② バリアフリーのまちづくりの推進 ③ 居住環境の整備・改善
	生活安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時における必要な情報の正確かつ迅速な伝達 ○ 避難生活における合理的配慮の提供 ○ 災害時要援護者支援体制のいっそうの整備、二次避難所（福祉避難所）の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災対策の充実 ② 防犯対策の充実

高槻市第6期障がい福祉計画 及び第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

《編集・発行》

高槻市 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
電話(072)674-7164
FAX(072)674-7188